

40525

教科書文庫

4
110
51-1934
200030
2149
2806

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

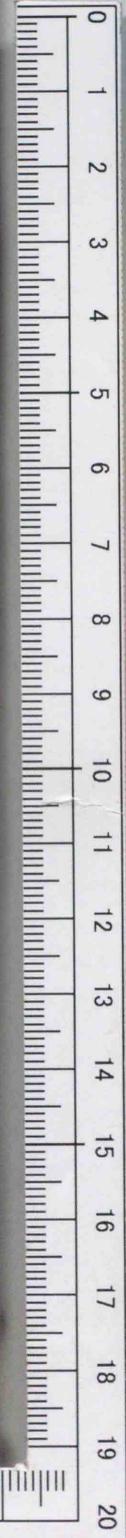
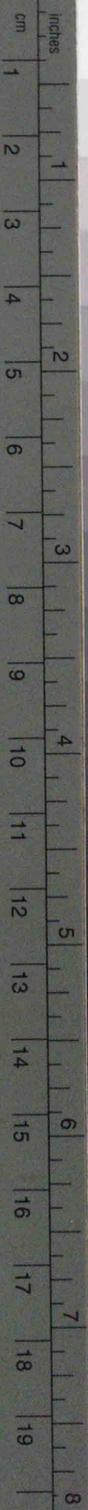


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
110
51-1934
2000302148

師範學校

新修身書

卷五

文藝博士
吉田靜致 著



東京
寶文館藏版



日九十月一年九和昭
濟定檢省部文
用科身修校學範師

教科書文庫

4

110

51-1934

2000302148

資料室

395.9
Y019

師範學校
新修身書

五卷

文藝博士
吉田靜致著

広島大学図書

2000302806



東京
寶文館藏版

廣島大學圖書印



天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

御誓文

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメシ事ヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未嘗有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一二センコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆
國民ノ精神ニ待ツラヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカラ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

内閣總理大臣伯爵 山本權兵衛

以下各大臣副署

昭和元年
十二月二十八日

踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考睿聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國

一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其中ヲ孰ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇ノ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率テ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ
皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建

ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風
ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト
億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコ
ト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ
隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世
界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有
衆其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ
弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降
鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

例言

- 一、本書は教育に關する勅語の御旨趣と師範教育令の精神とに基づき、昭和六年改正の師範學校規程並に修身科教授要目に準據して、編述したものである。
- 二、本書の敘述はなるべく簡約を旨として、大綱を記するに止めたるを以て、實際の教授に於ては社會の狀勢と地方の事情とに顧みて、適切なる事例を挙げ、之を補説して、十分生徒の情意に訴へ、且實踐を指導せられたいものである。

- 三、第一卷に作法要項を抄記して入れたるは稍、其の體を爲さないやうであるが、別冊となすときは時間なき爲に往々授けざることあ

る懸念より爲したのである。

昭和八年九月

著者識

師範學校 新修身書 卷五

目次

第一章	教育者の心得……………	一
第一節	國民教育の事業……………	一
第二節	教育者の身體……………	六
第三節	教育者の人格……………	九
第四節	教育者と道徳……………	九
第五節	教育者と常識……………	三
第六節	教育者と學識……………	三
第七節	鞏固なる信念……………	三

第八節	簡易生活の習慣……………	六
第九節	學校に於ける教師の務……………	三
第二章	國民道德……………	四
第一節	國民道德の意義……………	四
第二節	國民道德の成因……………	五
第三節	我が國體……………	五
第四節	我が國民性……………	六
第五節	我が國の特性……………	七
第六節	我が國民道德の要素……………	七
第七節	我が國固有の精神……………	八
第八節	儒教思想の影響……………	七

第九節	佛教思想の影響……………	九
第十節	武士道……………	六
第十一節	西洋思想の影響……………	三
第三章	現代思想批判……………	二〇
第一節	デモクラシー……………	二〇
第二節	自由と平等……………	二三
第三節	思想問題……………	三〇
第四節	社會問題……………	三九
第五節	婦人問題……………	四四
目次終		



師範學校

新修身書 卷五

文學博士 吉田 靜致 著

第一章 教育者の心得

第一節 國民教育の事業

教育は、之を廣義に解すれば、人生を發達せしめ、社會を進歩せしめる所以の道である。前代の文化を後代に傳へて更に之を進展せしめるところの傳達繼承の作用が即ち教育である。更に國家的見地より考ふれば、國家には各特有の國體組織道

人生に對する教育の意義

國家的意義

徳風習等がある。其の特長を發揮し、國家を進展せしめることが必要である。國民教育の目的は實に茲に在るのである。實に國家の消長は國民の良否に由り、國民の良否は教育の如何に由つて定まる。随つて國民教育は國運發展の基礎たり根柢たることは、今更呶々を要しないのである。訓練されたる公民も、精銳なる軍隊も、健全なる學藝も皆國民教養の力に俟つのである。此の點より見れば、學校は國家教育制度の具體的發現で、其の教育は國家の事業である。而して教育者は國民教化の大任を委ねられ、國家の法令に従ひ、小國民の教養事務を依託されて居るのである。明治天皇の御沙汰書にも、

健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ當ル者益勵精セヨ

と仰せられて居る。優渥なる聖旨に對しても教育者たる者奮起すべきである。

父母の依託

本來父母は其の子女教養の任に當るのが當然であるが、諸種の事情は、父母をして必ずしも自ら子女の教養に當るべき能力と時間とを有せしめない故に、子女を學校に送つて教育を受けしめるのである。随つて父母の爲、其の一家の爲、教師の責務は甚だ重大なるものがある。

兒童の信頼

又兒童は純眞無邪氣にして、教師に對する信頼尊敬の念厚きことは、父母兄弟にも勝るものがある。教師の一言一行は直に之を模倣し、其の暗示を受け、絶えず教師を憧憬の標的として行動するものである。此の點より見れば、教育は實に教師の人格と兒童の人格との直接交渉である。

我が國教育者の任務

以上人類文化の向上の上より、國家社會の發展の上より、父母の依託、兒童の信賴等より見て、國民教育に従事することが、いかに其の責任重く、高遠なる仕事なるかを容易に知ることが出来る。殊に我が國の教育者は外國の教師に比して更に二重三重の負擔を有つことの覺悟が必要である。何となれば我が國では、西洋に於ける家庭教養のことも、社會的制裁訓練のことも、皆學校教育に於て擔任すべき現狀であるからである。其の他青年團、補習教育等に對しても、常に其の中心となりて活動すべき位置にあるを以て、國民教育者の任務は多種多忙である。

職業の尊卑

世に「職業に貴賤なし」との語があるが、實際には職業には高尚なるものと卑俗なるものがある。然しながら之に従事する者の態度如何に由りて、高尚なるべき職業も賤しく、卑俗なる職

業も貴くすることが出来る。此の意味に於て職業はそれ自身絶對的に貴賤を論ずることは出来ないのである。教職は本來高尚なる職務である。一般に精神的の仕事は物質的の仕事よりも高尚である。人格的の仕事は機械的の仕事よりも高尚である。利他的の仕事は利己的の仕事よりも高尚である。教育事業は精神的、人格的、利他的である。随つて眞に教育の意義を理解し、至純熾烈なる教育的動機を以て、之に従事するときは、他の職業に於ては見出し得ない怡樂があり、満足があつて、所謂天職として之に甘んじ、獻身的に精進することが出来るのである。

明治天皇御製

ただしくも生ひしげらせよ教草

をとこをみなの道を別ちて

能教育子弟非一家私事。是事君之公事也。非事君之公事。是事天之職分也。
(言志錄)

君子有_レ三樂、而王天下不與存焉。父母俱存、兄弟無故、一樂也。仰不愧於天、俯不忤於人、二樂也。得天下英才而教育之、三樂也。
(孟子)

各自の天性に適合したる職業に従事し、死期に臨みて遺憾なかるべき生活をなすべし。
(シトニー、スミス)

第二節 教育者の身體

教育者の資格

上述の如く、目的の高遠にして責任の重大なる教育事業に従事して、能く其の實績を挙げ、其の至樂を味はんと欲する者は、十分なる覺悟を以て、修養に努め、其の資格を具備せねばならぬ。故に是より教育者として必要な資格に就いて述べたいと思

身體的方面

ふ。

吾人の身體は人格の要素である。教育者の仕事は精神的たると同時に身體的である。随つて強健なる身體が特に必要なることは言を俟たないのである。殊に我が國の今日の如く教育者の仕事が多端なる時に於ては、虚弱なる者が之に従事せんとするが如きは、謬見の甚だしきものである。されば智徳の修養と共に身體的方面の鍛鍊攝養は最も大切なことである。教育者として強健の必要を理解せんが爲には、不健康の場合に於ける弊害を考へれば、自ら明瞭なことであらう。抑、教育の事業は日々煩瑣なることが多い。故に身體的故障あるものは、自然物事を億劫がり、完全に其の任務を果すことが出来ない。又教授の内容は日進月歩であるから、其の準備研究を怠つては

不健康の弊

その一

その二

その三

ならない。が不健康では自然怠るやうになるであらう。又教育者に取りては、缺勤は他の公職にある者と日を同じうして論ずることは出来ない。教師の缺勤は一種の大なる罪惡である。然し健全ならざれば、一般に精勤は望まれないのである。又兒童は快活無邪氣にして活動性に富むが本性である。随つて教師たる者は、常に快活なる精神を有ち、率先誘導の元氣と努力が必要である。然るに身體虛弱なるときは、元氣なく意氣銷沈し陰鬱なる心情となり、延いて兒童の心身に及ぼす惡影響は恐るべきものがある。殊に呼吸器患者の如き惡疾を有する教師は、白刃を掲げて人に向ふ狂人と同様甚だ危險なるものである。以上の理由で身體強健ならざる者は、決して優良なる教師と稱することは出来ないのである。體力を強盛ならしむべきは

その四

國民一般の力むべき所であるが、殊に教育者たるべきものは、其の身體をして益強健にして活氣あるものたらしめなければならぬ。

第三節 教育者の人格

人格の必要

教育の仕事は人格的接觸である。随つて他の職業よりも人格の良否が、其の仕事の上に重大なる關係を有つことは言ふまでもないことである。然るに我が國今日の教育界は維新後の偏知主義や、學校の制度化、機械化の結果教育上徒らに枝葉の方面にばかり考察を進め、人格方面の反省を怠つてゐる傾向がある。随つて教育はとかく形式的、劃一的、客觀的である。然らざれば即ち、徒らに新奇を追へる放漫主義、氣まぐれ主義である。

教育は教師の人格の力に依り、科學や法則を我が人格内に融かし、其の全人格を兒童の人格に移入し、彼等の人格を形成するを以て根本義とせねばならぬ。然らば如何なる人格の人が教育者として望ましきか。

感化力

感化力ある品性。古來教育上、大なる感化を及ぼしたるは皆人格の發動であり、精神の感化であつた。彼の名僧賢人には感化力の偉大にして、之に接近する者に、無言の間にも自然に一種の靈光を與へる者が少くない。然るに今日の教育者は時に學者的腦力を有する者、事務的才幹に長ずる者、行政的手腕に卓越せる者等は、決して少くないが、感化の力ある教育者は甚だ稀である。かゝる感化力が如何なるものなりやは、概念的に説明することは極めて困難なことであるが、惟ふに多年修養の結果と

愛と同情

して得られた人格の總體より發露するものであらう。随つて深き修養を積んだ人は自然強き感化を及ぼすことが出来るが、修養淺き人は何等の感化力なき單なる職業的表面的の教育に止まるものであるといふことが出来る。

愛と同情。愛は教育活動の根本動機たるべきもので、愛なきところには眞の教育は成立しないのである。熱烈なる愛懇切なる同情があつて始めて眞の内面的共鳴が起るのである。人は冷靜なる道理に因つて動かされること少くして、濫かき同情の感應に因つてのみ彼我一體となり得るものである。

此の點より觀れば母は最も完全に近き教育者である。母性愛は教育活動の理想とすべきものである。然しながら、教育者の對象たる兒童は眞の自己の子供にあらざるを以て、自然的感

情たる母性愛の實現は、ペスタロツチの如き偉人にあらざれば至難のことである。然し同情の念は之を喚起すること必ずしも至難のことではない。即ち親の至實たる人の子に對し、自己を信頼し前途に光輝ある生活を展開すべき可能的人格に對し、教師は深き同情の所有者でなくてはならぬのである。

公正

公正の念、教師は又公平にして正義を守るの念が大切である。前に述べし同情も合理的理性的でありたいものである。何となれば、今日の教育は多數の兒童を對象として教授訓練をなす故に、直覺的感情に趨ることなく、偏愛的發作に陥ることなくして、一切平等一視同仁たるべきである。愛や同情の發露も此の形式に依らねばならぬ。又世の中には餘りに嚴正に過ぎて寛大を缺ける人と、寛大に過ぎて嚴正を缺ける人とがある。

眞實内心に同情の念を藏する場合に於ても、慈愛の方面の具體的發露がなければ冷靜にして感化の力を有たざることがある。又餘り表面的慈愛のみにて、公正の態度なきときは教權を保ち得ざる場合がある。人は善を愛すると同時に又惡を憎む公正の念が必要である。慈愛と威嚴とは同時に一人にて具備せねばならぬ。即ち教師は父嚴母慈の兩面を兼ね具ふべきものである。

向上精神

向上發展の精神。活動を本性とし、向上の意氣に燃ゆる兒童の相手たる教師は、又常に活動的にして進取向上の氣象に富める者でなければならぬ。自己の品性や學識の修養上には常に學生氣質を失はず、彼等の師たると同時に友たるの考にて進むべきである。かゝる態度にて絶えず研鑽と修養とを怠らざる

ことが教師として必要である。此の心掛なき人は、たとひ現在相當完成せる人であつても、人の師たるの資格には不十分である。流れざる水は腐敗し、回轉せざる自轉車は倒れるのである。獨逸のメスマルの教師たる者の第一の責務は他を教育せんとすることにあらざりて、自ら自己を教育することならざるべからずとの言や、孔子の「學は及ばざるが如くするも、猶之を失はんことを恐る」との言は味ふべきである。

虚心坦懐

○虚心坦懐。教育者は其の本然の職能として、人格知識道徳を生命とする者である。随つて心中一點の邪念なく、快活淡泊にして、自然であり、虚心坦懐であるべき筈である。然るに由來教育者は淡泊快活ならず、不自然にて時に陰險虚偽である者が少くないのは遺憾である。凡て人に大なる感動を與へるものは、

兒童の理解

心の奥より出づる純眞の言葉である。眞の教育は偽らざる教師の誠心と、之を信賴する兒童の眞心との感觸に依つて行はれるのである。教育の徹底には師弟間の此の心情の融合が大切である。兩者互に障壁を撤して赤心を吐露することが必要である。然るに今日の師弟間は時に互に胸襟を開かず、又警戒して接觸するが如き不自然の態度にあるは悲むべきことである。兒童に對する理解。教育者が性來子供好きであることは、教師として最も尊重すべき資格である。無邪氣に嬉戲する彼等に對して、何等の慰安と怡樂とを感せざる者は、小學教師たるの資格なき者である。然し、たとひ先天的に兒童を愛好するの性を具へずとも、常に善く兒童に接し、或は兒童研究の結果、後天的に彼等に興味を有ち、やがては之を愛好するに到ることは勿

論あり得ることである。教育者に兒童研究の必要な所以は此の點に在る。兒童といふものを理解することなくして、其の教養に當るは、所謂木に縁りて魚を求むるの類である。教育者は兒童を理解し、彼等に適應し、彼等の内心に没入し、彼等と渾然一體となりて、彼等の品性を形成することを努めねばならぬ。

職務に忠實

職務に忠實の念。教育事業は單に機械的に、誤なく形式を行ふだけでは眞の成果は見られない。教育事業其のものに興味を有ち、忠實業に服するのでなければ、實績は擧らないのである。されば職務上に於ても、教授上に於ても、人の知ると知らざるとを問はず、諸規律を遵奉して忠實に之に當ることが必要である。教育の仕事は他の職務よりも自由の範圍が廣いものである。然しながら、是が爲に直に、教師は細則に遵ふ必要なく他の干渉

を受くべきものでないなどと、放漫なる態度にて職務に當るべきでない。教育事業が國家の經營であり、教職が公職たる以上、形式的方面に於ては萬事一定の規律を守らねばならぬ。此の點に就いて誤解せる教育者が少くないのである。又或者は自己の職務に對し、眞の理解と信念とを缺き、不平煩悶の裡に職務を執り、或者は義務的、糊口的態度を以てするのみで、職務に對する何等の感興も努力もなく、形式的申譯的に之に當るといふが如きことあるは悲むべきである。自己の職務に對し忠實の念を缺くは邦人の通弊と見るべきことであるが、之を矯正すべき地位に在る教育者は先づ自らを矯正せねばならぬ。

高雅なる趣味。教育者たる者は其の心情高雅にして、氣品を具へ、舉止態度、言語等に於ても上品でなければならぬ。蓋し内

高雅の趣味

心高雅ならざるときは、外面にも自ら下品の容姿となつて表はれるものである。故に教育者は高尚なる趣味の所有者でありたきものである。彼の健全なる音楽美術文藝等を鑑賞するが如きは人品の高雅、内心の餘裕を示すと共に、自己の徳性修養の一助ともなるものである。野卑なる趣味に没頭して、教育者の品性を下劣にし、且其の職務を怠るが如きは斷然排すべきことである。

明治天皇御製

さしのぼる朝日のごとくさわやかに

もたまほしきは心なりけり

夫人自悔然後人悔之。

(孟子)

子曰。知之者不如好之者。好之者不如樂之者。

(論語)

曾子曰。吾日三省吾身。爲人謀而不忠乎。與朋友交而不信乎。

(同)

傳不習乎。

心情から發せざるものは心情に徹せず。

(ゲーテ)

汝自身を知れ

(ソクラテス)

第四節 教育者と道德

道德の必要

人として社會生活を營む以上、道德は誰にも必要であるが、殊に教育者に於ては知識と共に其の生命とすべきである。故に教育者は他の社會の人よりも一層嚴正に道德的なることが必要である。又一般社會も教育者に對しては道德上の標準を高くして評價するを常とする。是、教育者が特に其の位置高く、人物の高尚なるべきことを豫想して居るからである。されば教

躬行實踐

育者は自發的積極的に自己の道德的品性の修養に勉め、其の行爲に依りて直接間接に兒童や社會を薰化指導するの意氣と見識とを持つべきである。

本來道德は口舌を以て訓へるものではなくして、躬ら實踐すべきものである。殊に兒童は範を教師に取るものなるを以て、教師の言動にして不一致ならんか、彼等の炯眼は忽ちそれを看破して、教師を輕んずるものである。之に反して善く躬行實踐し以て彼等の模範とならば、令せずして行はれるのである。故に教師は兒童に訓戒禁止するが如き事項は、自ら努力して守るべきである。さればとて兒童の手前不本意ながら之を守るといふ消極的態度に出でずして、自己修養の爲であるといふ積極的態度でありたいものである。凡て教育上に於ては偽善・虚偽

英國の教師と
獨逸の教師と

は取らざる所、自ら知らざるを知らずとなし、能はざるを能はずとなし、其の間一點の虚偽を混ぜべきではない。百の虚飾も一の眞實には如かないのである。たとひ凡ての事項に於て一々模範たることは出来なくとも、少くとも道德の總體としては模範たり得るやうに努力修養を積むべきである。彼の口には善良なる訓戒を與へても身には醜惡なる實例を示すが如きは、右手を以て建設しつゝ、左手を以て之を破壊すると同様の結果に終るのである。殊に兒童は多く吾人が示して以て模倣せしめんとする事柄を模倣せずして、模倣せしめざらんとする惡癖などを却つて模倣するものである。かの英國の教師は學力に於ては寧ろ獨逸の教師に劣るかも知れないが、道德に於ては學ぶべき點が多いとのことである。英國教師は兒童に對して、余が

行を見よ」と要求するのに、獨逸の教師は「我が言を聴け」と要求すると云はれてゐる。是英國教育は德育に重きを置きて教師自ら實踐躬行し、以て人格の感化を主眼とするに、獨逸は知育に偏して知識の授與を能事とすることを示すのである。知らず、我が國の教育者たる者其のいづれに倣はんとするか。

明治天皇御製

われもまたさらにみがむ曇なき

人の心をかゞみにはして

子曰。其身正、不令而行。其身不正、雖令不從。

(論語)

吾子弟に於て薄く誨へて功を待つ。自ち厚からずして、彼を責むること重し。身正しからずして、彼の正しからんことを欲す。子弟の化せ

ざるもの、身の責め薄ければなり。

(山鹿素行)

以口舌諭者人、不肯從。以躬行率者人、效而從之。

(佐藤一齋)

教師は常に口を以て子弟を教ふるのみならず、又その人的模範を以て彼等を導かねばならぬ。

(メランヒトン)

第五節 教育者と常識

常識の意義

常識とは日常生活や其の他諸般の社會事象に對し、正常の理解、穩健の判斷、中正なる實際的能力を有することを謂ふのである。されば常識を缺くときは、たとひ非凡の學問的知識を有するとも社會的生活に不適當なるが、常識の發達したる人は自己の智識を統一し、自然活きたる人生觀をも立てることが出来るのである。常識は學問の基礎であつて、學問は常識の完成である。

教育事業と社會

ると謂ふことが出来る。兩者は唯程度の差のみであつて、何れも或程度の組織的の知識である。此の意味に於て、今日の普通教育は國民としての常識養成を目的とするものと見る事が出来るのである。

凡そ世の精神事業の中、教育事業程社會の實情と密接なる關係を保つての要あるものは少いのである。随つて教育者は活きたる現實の社會の真相を理解することが最も必要である。一體教育者は現代社會に活動する活人物を作るのが其の任務であるからだ。故に教育者は現實の社會に關する常識が必要である。

過去の誤解

然るに往々事實は之に反し、教育者は一種特別の人間にて世事に疎かるべき者唯子供相手に知識技能を授ける村夫子であ

つて、常識なきが普通であるかの如く自己も世人も許してゐる様である。過去の寺子屋時代に於けるが如く學問を唯一種の修飾と考へ、機械的に讀み書き算盤を授けた時代ならばいざ知らず、今日の社會の教育者としては甚だ誤れる見解である。然し茲に所謂實社會とは必ずしも低級な皮相的な物質的の部分をのみ謂ふのではなくして、主として其の方面の根柢をなし、生命を與へる思想方面を指すのである。即ち教育者に俗人たれといふにはあらずして、俗を知り、而も俗に囚はれずして、思想的に俗を導けといふのである。即ち教育者は其の社會に適應し、所謂郷土化して、其の社會と融合することが必要である。然かする所以は自己の理想を實現する方法であつて、俗化して理想を拋棄するの謂ではないのである。自己の社會に適應せざ

常識養成法

その一

るものは孤立の外なく、而して又理想の俗化は其の社會の指導者たるべき資格を失ふことになる。

その二

常識養成の方法としては、各方面に活動する各種の人に接することが最も捷徑である。教育者は自己より以下の年少者を相手とし、對等以上の人との接觸の機會が少いので、動もすれば、社會的常識的知識の收得に缺けることがある。其の結果、自然に引込思案となり、社會より遺棄せられた仙人臭き者となり、日々の教授にも活教材を逸し、徒らに多くの死んだ知識の詰込みを事とするに至るのである。次に又教師は常に教育者として専門書のみならず、一般の書籍雜誌の閱讀が必要である。唯直接教授に必要な書籍や雜誌にのみ没頭して、他を解しないのは宜しくない。又各方面の視察參觀旅行等に由り見聞を廣め

その三

ることは常識養成上甚だ有効である。

丸くとも一角あれや人心 あまり丸きは轉び易けれ(道歌)

ふまれても根強く忍べ路芝のやがて花咲く春をこそまて(藤原伊信)

よく問ふ人はよく學ぶ(西語)

根をしめて風にまかす柳かな(古歌)

處世不宜與俗同 亦不宜與俗異 作事不宜令人厭 亦不宜令人喜

(菜根譚)

以春風接人 以秋霜自肅(李斯)

第六節 教育者と學識

學識の必要

教育者として人格や道徳は主要のものたることは勿論であるが、今日の社會に立ち教育活動を全うする爲には是等と共に知識技能も亦甚だ大切である。人物さへ善ければ知識技能は

理由の一

無くとも好いといふことは出来ない。何となれば國民教育の目的として、生活に必須なる知識技能を授くることは教師としての一任務であるからである。

教師は日々知識技能を授與し且之に依つて圓滿なる人物の陶冶をなす者である。随つて兒童を教育し得るだけの知能は常に之を收得する必要がある。故に教師は讀書の趣味を有し、絶えず知識の收得に努むべきである。凡て學問を好まざるものは、好むに至るまで根氣よく修めざるが爲であつて、是が修養を重ねるに随ひ、自然に讀書を愛好するに至るものである。實に教師の良否は大抵讀書の好惡に由つて判斷することが出来るのである。

理由の二

人生は時々變化し、社會は刻々進歩する。而して教育界は社

會の進歩を最も早く感ずる世界である。かゝる進歩する社會に活動する人を作るが爲には瞬時も停滯するを許さない。殊に國民教育の對象は此の進歩する社會の十年二十年後に活動する次代の國民である。随つて是が教育の任に當る者は常に向上の念に燃え、現代社會よりも常に一步進んだ者ならでは其の資格なく、其の使命を果すことは出来ない筈である。然るに往々事實は之に反し、社會の進運に伴うて進む能はざるのみか、其の步調に後れ、不知不識の間に漸次時代の趨勢に逆行するが如き状態を來すを見るは悲むべきことである。凡て進歩の急なる社會に在るもの程早く老朽となり、社會より葬られるのが常である。教育者が若くして老朽者となり、淘汰されることの多きも是が爲である。

理由の三

又前述の如く、教育者は常に自己以下の者を相手とし、常に人に與へるのみであつて、他より取入れ、又は對者より直接に批判を加へられる機會も少いが爲、自己反省の能力も退化し勝ちである。故に動もすれば知識も退化し勝ちで、卒業當時が其の學力の頂點であつたと見らるべき者が少くないのである。

理由の四

更に教師は動的勤勉の人たるべき他の理由がある。それは國民教育に於ては活々したる進取向上、活動勤勉の國民を養成することが必要であるからである。然るに教師が元氣なく勤勉ならずして、保守退嬰惰氣満々たる態度なるときは兒童の上に及ぼす惡影響は怖るべきものがあらう。

以上述べ來りし理由で、教育者は他の社會よりも學問上の修養の特に必要なことを感ずるのである。それと同時に一方

學修の便益と態度

都合よきは、教職は自己の職務と讀書の修養とは別物ならずして、兩者一致し得ることである。何れにしても學識は教師の生命にして、啻に教授することを一通り知るのみならず、それ以上該博明確に收得せねばならぬ。而も吾人は職務上必要なが故に學問を修めるといふのではなく、學問に興味を有ち、好んで是が修養に勵むことを心掛けねばならぬ。即ち學問は先づ教へんことを目的として學ぶべきものではないことを知らねばならぬ。斯く學識の修得は怠るべからざるが故に教師たるべき者は益勤勉して、社會の進運に伴はなければならぬ。英獨の教師は學校卒業の當時は左程優良ならざるも、年を経ると共に修養を積み、知徳共に高まり、殊に校長の如きは他の教師よりも凡ての點に於て勝れてゐるのを常とするが、我が國に於ては往

修養法

往之に反するは主として教師其の人の心掛の足らざるが爲である。

學識上の修養の心掛としては、讀書の習慣を持續して毎日一定時間の讀書を爲すこと。自發的に講習講演等に出席すること。平素簡易生活に甘んじて生活上の餘裕をつくり、廣く參觀視察等を怠らざること。常に母校先輩の指導を受け、他の批評を乞ふこと。及び新刊書籍の購讀に意を用ふること等である。

明治天皇御製

世の中の人におくれをとりぬべし

すゝまむときに進まざりせば

をりくりに遊ぶいとまはある人のいとまなしとてふみ讀まぬかな。

(本居宣長)

(古句)

(デイーステルウエツヒ)

(孟子)

孟子曰、人之患在好爲人師。

せいだせば凍る間もなし水車
進みつゝある人のみが人を教ふる権利あり。

第七節 鞏固なる信念

信念の必要

人は誰しも此の世に生れ出でし以上、醉生夢死、無爲無能にて其の生を終ふべきものでなくして、それくゝ生甲斐ある生活を遂げねばならぬ。而して生甲斐ある生活を全うする爲には、一つの理想を懷抱し、自己の職務を天職として自覺し、努力奮闘することが必要である。

教育の如き精神的事業に従事する者は殊に人生の意義を眞

面目に考へ、一個の理想を有し、固き信念の下に所謂富貴も淫する能はず、威武も屈する能はざる大丈夫の見識を有すべきである。即ち高き理想を以て兒童を薰化し、社會を教化する力を有つが教師の眞の生命である。此の理想と信念なくしては教育に従事すとも殆ど徒勞である。

惟ふに教育の權威や實績の擧らざるは、國家の施設や法令の不備、社會制度の不完全、待遇の微薄等種々の理由もあるが、其の主因は教育者自身が自己の生活に光明と精進とを與ふべき理想を有せず、自己の職務に對する自覺なく、一定の見識を有たないことに在る。凡て人は自ら卑うして而して後人之を賤しむ、自ら輕んじて而して後人之を侮るものである。我は教育者なりといふを愧ぢる者や、教育事業をつまらぬものと考へる者は

教育の權威なき理由

教育事業の尊重すべきこと

自己自身がつまらぬので、教育事業其のものがつまらぬことではないのに氣が付かないのである。人の最も貴重なる衣服は自尊であり自重である。此の自己尊重の人たらざれば道德的强者たり、社會指導者たることは出來ないのである。

教育の事業たるや、言ふまでもなく、人生中最も尊き人の子を託せられ、之を一個の人間として完成することである。人格と人格との眞劍の接觸であつて、他の人格を陶冶形成することである。國家隆昌の根柢を作ることである。次代の國民を生み出す仕事である。人類文化の向上を實現する仕事である。予は斯子の指導者である。予が斯子を導くに非ずして誰ぞや、かく考へるときは、教育事業は人間の仕事として最も純潔高尚にして、光輝あり價値ある仕事なることを知るであらう。此の

理を克く自覺して、鞏固なる信念と卓越せる見識とを確立保持することが先づ以て必要である。是なくして輕々しく従事すべき仕事ではない。かのペスタロッチやフレイベル等の大教育家が常に胸中燃ゆるが如き信念と敬虔の態度とを以て、自己の及ばざるを憂へたといふのも此の點である。然るに世には何等信じ恃み安んずる所なくして、人を教導せんとするものが少くないが、是程矛盾して而も罪深きことはないのである。自ら人生に對する理想を有せずして何を目標として進まんとするか。自ら確乎たる信念なくして如何にして其の職務に安住するか。一定の見識を有たずして如何にして兒童郷黨を誘導せんとするのであるか。自ら教ふべき何物をも有たずして何を恃んで教へんとするか。

教育者と階級

殊に今日の時代に於ては、民衆教化の任に當る者は民衆の思想を左右し、其の方向を決定する者である。されば教育者は今後一層自尊自重して、自己の天職を自覺すべきである。

又教師には他の社會の如き階級的差別の少いものである。人爲的の待遇上の階級はあつても、兒童の前には責任は同一である。下級教師であり、薄給なるが爲に自ら卑下する要は少しもないのである。教師は物質的報酬としては一般に高くはないが、それが爲に決して卑屈に陥るべき理由はない。何となれば物質的報酬の多寡は決して仕事の功績の代價たるべきものでないからである。

明治天皇御製

鬼神もなからずものは世の中の

人のこゝろのまことなりけり

見る人のこゝろにまかせおきて高嶺にすめる秋の夜の月。(古歌)
憂きことの尙この上に積れかし限ある身の力ためさん。(古歌)

天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身、行拂亂其所爲、所以動心忍性、曾益其所不能。(孟子)

子曰。知者不惑。仁者不憂。勇者不懼。

天は自ら助くるものを助く。

(スマイルス)

人の最も貴重なる衣服は自尊なり。

(同)

第八節 簡易生活の習慣

我が國今日の經濟生活に於ては、生活費や社交費が甚だしく嵩むのである。故に俸給生活者は一般に生計に苦しむのである

眞の幸福

るが、此の問題の解決には努めて簡易生活の習慣を養成するより外に方法はないのである。

抑、生活は習慣的のもので、如何に生活を向上せしむるも、人間の際涯なき慾望を悉く満足せしむることは到底出来ない。故に單純なる生活に甘んじ、或程度まで所謂運命に安んじて、其中に自己の慰安を求めるのが賢い方法である。所謂賤が伏屋にも月はさし、茅屋の裡にも團樂の樂みはあり、豪華の生活にも尙哀愁多きものである。彼の「水を飲んで樂む者あり、錦を著て憂ふる者あり」とか、事足れば足るに任せて事足らず、足らずで事足る身こそ安けれ。」の歌の如く、奢侈贅澤は必ずしも人間を快樂に導き、満足を與へるといふものでもない事を知るべきである。教育者の中にも、他の豪華な生活を快樂多きものと解し、自己の

生活を快樂少きものと考へる人も少くないやうだが、奢侈の生活はたとひ量に於ては豊富なるも、質に於ては必ずしも高尚なる快樂ではないのである。人は満足したる豚たるよりも不満足の人間たり、満足したる愚者よりも不満足のソクラテスたるを希ふべきである。劣等なる物質的快樂を得ても、精神的快樂、慰安なきときは、決して人世を幸福に導くものではない。眞の幸福は自己の職務に安住し、忠實に之を遂行することに依りて得られるのである。

教育者の迷妄

今日の教育者は現實的、物質的要求に囚はれ、目前の快樂安逸と物的顯榮に憧れ而も其の要求の容易に満足されないことから、自然内心は不斷の不安と空虚とを感じ、時に自暴自棄に陥るの状態にある者が少くないやうである。然しながら教育者の

儉約

収入にて、世俗と物質上の榮華を競はんとするは愚の至りである。求め得べき精神的報酬と慰安とを求めずして、求め得べからざる物質的快樂を追求せんとするは誤れるの甚だしきものである。

又儉約は元來其自身一つの美德である。故に教育者は道德の實行者としても、此の美德を修め、やがては經濟上の獨立だけは圖ることが大切である。常に幾分にも貯蓄をなし、經濟上の獨立を爲すことは精神上の獨立の爲にも必要である。所謂恒産ある者は恒心ありとは一面の眞理である。人生は必ずしも坦々砥の如きものではなくして、時には自己の見識を立て、潔く進退を決すべき場合もある。不意の災害に遭遇することも豫期せねばならぬ。然らざるも自ら進んで修養の餘裕も考慮

せねばならぬ。何れにしても低級なる物質的享樂に憧れるの浅見を一掃して自己の職務に當るべきである。

梅が香や乞食の家も覗かるし。

(其角)

藁屋根も事足る月のあるじかな。

(里月)

思ふこと一つかなへば又二つ三つ四つ五つむつかしの世や。

(道歌)

子曰飯疏食飲水曲肱而枕之樂亦在其中矣。不義而富且貴於我如浮雲。

(論語)

無恒産而有恒心者惟士爲能。若民則無恒産因無恒心。

(孟子)

自ら足れりとするものは富めり。

(西諺)

第九節 學校に於ける教師の務

凡そ兒童教育の場所たる學校には多數の職員があつて、團體

としての組織を有するものである。而して、其の學校の盛衰は職員の勤惰に關することが最も大なるを以て、教師たる者は、常に愛校の精神に富み、誠實熱心勤勉を以て、其の職務に服し、校規を振肅し、校風を發揚せんことを心掛けねばならぬ。

抑、學校には各、其の學校特有の歴史もあれば主義方針もある。されば教師は其の學校の主義方針を體し、學校長の指導に従ひ、同僚と親和協同して、潑刺たる元氣を以て校務に服し、研究を進むべきである。若し教師が學校の主義方針を體することなく、學校長の指導に服せず、各員區々の行動を恣にするときは、學校の統一は保たれず、實績は擧らず、學校の全體を破壊して、自己をも損ひ、延いて教育の威嚴を失墜するに至るものである。元來、學校長や教員は互に親友であつた者は少くて、多くの場合官命

を以て偶然其の職務を俱にするに至れるものであるから、若し寛容互譲の精神を缺くときは相互に誤解を生じ易く、協同信頼の念を起すことが出来ないのである。又愛校の念が乏しいときは、區々たる私利私情の爲に不平を懷き校務を怠り、徒黨を爲して互に擠排するが如き行動に出づるに至ることがある。又教師の職名待遇等には區別はあるが、教師として擔當する兒童教育の職分に就いては、學校長を除くの外は、別段の階級はないのであるから、随つて又教育上の責任にも何等の輕重のなきものである。故に職員は相互に切磋琢磨して、職務の爲に最善を盡し、校務の進展を圖らねばならぬ。されば學校の施設經營に關して、意見を有するときは、善く多方面に亘りて慎重なる講究を遂げ、徐ろに自己の改良方策を建言して上司の參考に供する

を可とする。然れども、たとひ其の建築有理なりと信ずるも、是が採否は學校内外の事情と、學校長の主義方針の如何に因ることが多いから、必ずしも自説を固執して争ふことなく、尙自己の研究を怠らず一層適切なる改良方法を考案すべきである。

凡て新卒業生の如き若き教師は徒らに高き理想に憧憬して、卑近なる實際社會を忘れることがある。それが爲に何處にても己が理想を直に實現し得るものと信ずるところから、思はずの失敗を招くことがある。蓋し諸子がこれ迄學校にて習得せる事項は單に一般的理論であつて、社會の實際は千變萬化の特殊の場合である。随つて一本調子の理論を以て一貫することの不可能なるは勿論である。然るに此の一般的理論と特殊の場合とを混同し、洗鍊されざる主義を固執するが如きは謬見の

甚だしきものと謂はねばならぬ。老校長が往々新卒業生を厭ふことあるは此の一本調子の理論を固執して他の經驗主張を無視する點に在る。されば職員會などに於て、自己の意見の採用せられざる場合にも不平を鳴らすことなく、一旦決定した場合には寧ろ進んで是が實現の爲に協同努力するの度量を有つべきである。

又今日の國民教育に於ては、女子の之に従事する者が甚だ多く、然らざるも異性との交際の機會は少くないのである。かゝる間に立ちて職を奉ずる者は常に男女の別を正くして、互に敬重親愛し、以て圓滿高潔なる交際を保つべきである。彼の私交上に於て一時の感情の爲に種々の物議を醸すは、自己の身を損ひ、學校の權威を失墜し、一生社會に容れられざるが如き結果を

來すことがあるから大いに慎まねばならぬ。

樂みを前に求むる世の中の人は猿（つちま）の月を取るかな。

（中江藤樹）

寢さめよき事こそなさま浪花津のよしとあしとはいふに任せて。（古歌）

この秋は雨か風かは知らねども今日の務の田草取るなり。（二宮尊徳）

第二章 國民道德

第一節 國民道德の意義

國民道德の意義に就いては、學者により廣狹種々の説があるが、要するに國家生活を基礎として成立し、國民として守るべき道德を國民道德と見るべきである。而して我が國民道德は我

國民道德の意義

國家

が國體歴史社會組織及び國民特有の性情に基づいて成立せるものであるから、自ら特色を有するのである。

凡て人類は其の本能に由つて各種の團體を組織し、其の存続と發展とを圖るものである。而して其の團體には特殊の職業を以て結合する組合や、學術を目的とする學會や、政治を條件とする政黨や、信仰を以て結合する教會等がある。されど是等は何れもそれ／＼人の生活上特殊の方面を目的として結合せるものであつて、最後の獨立を保ち得るものではない。其の團體の根柢を國家に託し、其の保護監督の下に立ちて始めて成立するものである。然るに國家は人の一切の生活を綜合的に全うせしめることを目的として、個人及び總べての團體を統括するところの最も完全にして最も高級なる團體である。

國家と個人

抑、國家と個人とは相分離し、又は相對立して存するものではないのである。然るに世には個人を主體として、國家は單に個人の目的を達せんが爲の手段としてのみ其の存立の意義が有ると解する個人主義がある。又國家は其自身獨自の目的を有し、其の存立の爲に個人を手段とする極端なる團體主義がある。されど此の兩者は共に謬見である。個人と國家とは相即不離にして、同時に一體を爲すものであるが故に、個人を離れて國家なく、國家を離れて個人はない。國家と個人とは精神的の一體たるべきものである。國家と個人とを抽象的に引き離して考へるときに相容れざるが如き兩極端の説も生ずるのである。

個人は生まれて後國家を組織するものではない。個人は國家組織の中に生まれ、其の生活を國家組織の中に營むものであ

自我の發達

る。國家は又個人の生活を目的とする手段として、契約的に組織せられたものではなくして、國家自身の存立を目的とする團體である。

されど人は生まれて直に國家組織の中に在ることを認知するものではない。生後漸く長じて自己意識次第に發達して、先づ己れの手足身體を自己のものなりとして、始めて自我の意識を生ずる。斯くて長ずるに及び、自己は家族の一員たることを發見する時期を経るものであつて、所謂兄弟牆に闘ぐも外其の侮を禦ぐ、とは此の自覺に伴なふ心情を謂へるものである。更に漸く進めば、一郷一地方の利害休戚を以て、自己の利害休戚と感じ、遂には一國の盛衰存亡を以て自己の盛衰存亡なりとして、國家の事に自ら任ずるに至るのである。茲に至つて、個人は國

人道主義

家組織の中に自己の地位職分を發見したるものであつて、又自己の中に國家の組織や存立を認めたものである。斯くて個人は一面には自己を國家に託すると共に、他面には自己に依つて國家を存續せんと企圖するものであつて、是に於て始めて眞に國家的生活を爲し、國家と一體たる實を擧げるものと謂ふべきである。

本來此の自我はそれ〴〵個性を具へたる實體であるが、國家的組織を通して始めて普遍妥當の精神的生活を爲し得るものである。所謂人道主義若しくは博愛主義の如きは、此の精神生活より抽象した徳目を至上となすに過ぎないものであつて、具體的なる人の全生活を包容するには足りないのである。人は此の國家生活に依つて、眞に自己を知り、他人を知り、又國家を知

つて、普遍的理想を追求して行くものである。

第二節 國民道德の成因

國民道德の生ずる根本原因は其の國性に在る。随つて特異の國性を有する國家は自然特殊の國民道德を生ずるのである。我が國の如き世界に比なき特性を有する國家が、特に國民道德を高唱するのも是が爲である。而して此の國民道德は、特殊なるそれらの國家に於ける國民生活の規範であつて、何れの國家に於ても國民道德の維持發達に力を注がないものはない。實に國民道德の盛衰は國運の消長に影響するものである。而して此の國民道德の成因即ち成立の條件としては、一は國體殊に建國の事情である。我が國の如き、建國の當初に於て君先民

後の自然的國家を形成し、萬世不動の君主國體を成して居る國と、彼の米國の如き、英本國より自由の民が新天地に移住して新國家を形成したる國とは、自ら高調すべき道德に異なるもの、あるは當然のことである。二は其の國民性である。即ち其の國民性能の差異に因つて、異なる國民道德の發揮されるを見るのである。我が民族性が古來崇祖の念に長じ、潔白性や武勇性に富むを以て、忠孝武勇廉恥等の徳目を高唱するが如きは其の一例である。三は社會組織の變遷である。家族制度の社會にありては孝行の道德が特に重く、且其の意義深く、封建時代に於ては又其の時代に適合する道德の自然に發生し強められるに至るは言を待たないのである。四は其の國土の位置環境等の地理的影響である。即ち其の國が島國のか大陸のか孤立的

か介在的か、定住民族より成れるか、移動民族より成れるか、一等国か下層國なるか等の關係よりして、直接間接に強めらるべき國民道德に差異を生ずるものである。

而して以上國民道德の成因たる諸件が確定不動のものならば、其の國民道德も過去に於て養成され、善良なりと考へられた傳統的道德其の儘にて進むとも、何等不都合もなく、變化の必要をも認めないが、若し此等の條件が變化し移動するものならば、此より生ずる國民道德も變遷推移を認むべきが當然である。而して上述第一の條件たる建國の事情、即ち我が國體なるものは確乎不拔のもので永久に動搖せざるものである。次に第二の國民性の先天的方面は本來の大和民族性として動かざるものであるが、後天的方面は教育其の他の環境に由つて徐々に變

國民道德の進化

化しつゝあるものと見ることが出来る。故に國民性全體としては幾分移動性を有つものと謂ふことが出来る。更に第三の社會組織に就いて見るに、此は世の推移と共に大いに變動しつゝあるものである。随つて昔の儘の道德では勢、不完全、不自由を感ずるに至るのである。最後の國土の地理的環境に於ては、風土・氣候の如き自然的環境に變化はないとしても、國際的や國民性には大なる變化を來す。即ち同じく島國でも古代に於ては、其の國家は全く孤立し、所謂島國根性は偏狹孤立の精神を意味すれども、現代の如く文化が進み、海洋が世界の公道となり、國家的競争の激烈なる時世に於ては、島國根性は雄大發展の精神を意味し、随つて島國的國家は其の國民性としてかゝる精神を必要とするに至るのである。又過去に於ては國際的に低劣の

位置に在つた國家も一等國の班に列し、或は大陸に領土を有し、國際的關係が緊密となれば、之に伴ひ國民道德の内容も自然變化を要することとなり、國際的道德を高調すべきが如き是である。

以上の理由で我が國の過去に於て善良なりと考へられた國民道德の或徳目も、今日に於ては更に進化を來すべきものあるは寧ろ當然と考へねばならぬ。されば徒らに過去の傳統的道德のみ完全なる國民道德と考へて、之が進歩を忘れ、これを固執するは此等の事情を明かにしない所より來る謬見である。

第三節 我が國體

前節述べし國民道德の成因中、其の根柢をなすものは建國當

初より定まれる國體である。随つて國民道德を論ずるに當つては、先づ其の國體に關して明確なる概念を有つことが必要である。何となれば國體の根本義が立つて始めて國民道德は成立するからである。

抑、國體とは何ぞやと云ふに、自ら廣狹二義に解することが出来る。狹義即ち形式的國法學的に見れば、國家主權の所在の體様に關する問題であつて、主權の君主に在るを君主國體と謂ひ、其の人民に在るを民主國體と謂つて居る。此の點より觀れば、我が國は勿論君主國體である。然しながら、廣義の國體とは單に形式的の主權の所在如何の問題のみではなく、倫理學的に觀たる其の國家の特質であつて、一言以て之を蔽へば國柄である。

抑國家を其の成立の原動力より觀たる時は、利益說權力支配

國體の意義

國家の成因

説・生存競争説・民族國家説等の諸説がある。又更に國家構成の形式より觀れば、自然的國家と人爲的國家とに分つことが出来るのである。

我が國體

我が國は一民族が自然的に一國家を形成したる皇室中心の民族的國家である。上に天皇を戴いて一體を成し、天皇は統治上の主權者たるのみならず、國家の最高道德を發現し給ふのである。天皇の大權は如字的に大權であるのである。

而して彼の天祖の神勅は實に國體を明示し給ふ根元であつて、國民は萬世一系の皇室を本宗と仰いで發展したる大家族である。所謂君民同祖・君民一家・君民同心にて、其の間血族的の親しみありて、茲に渾然たる國民的綜合的家族制を形成し、其の一家長として上御一人を戴いてゐるのである。又君先民後と

て皇室が先づ國家を經營し給ひ、國家の體裁は皇室を中心として家族的に組織され、國家は皇室の擴大されたもので、皇室中心の念・皇室即國家・忠君即愛國の觀念は實に國民的精神として信仰的のものである。

此の國體こそ實に我が國の他國に比し、絶對的相違の點であつて、外國人には我が國體と君臣關係とは絶對に理解する事の出来ない所のものである。彼の西洋諸國に於て皇帝と謂ひ國王と稱するも、眞の意味に於て君主たるものは少いのである。然るに我が國の天皇は主權者としての權力以上に、精神的の至上者統一者である。即ち更に道德關係と血族的自然の情愛關係とを基礎とするもので、權力服從の關係以上に、國家公共の善を實現さるゝ最高普遍意志であると申すべきである。此の意

味に於て我國こそ國家中の眞の國家であつて、萬邦の模範とすべき國家である。

又我が皇室は萬代不易であると云ふことは、我が國民的理想民族的信仰であつて、吾人の無上の誇とする所である。萬世一系の皇位は單に形式的偶然的事實にあらずして、永遠に一系たるべき理由の下に生ぜし必然の結果である。列聖の洪徳と臣民の一貫せる忠誠の美德の結晶である。其の内容的價値に於て此の上もなく尊く、世界萬邦に冠絶するところである。

第四節 我が國民性

人に個性があるが如く、一國民又は民族には共通の特性があつて、同様なる刺戟に對しては同様なる反應、即ち相似たる思想

國民性の意義

國民性の成因

我が國民性

行動の様式を取る心的組織要素を含むものである。其の心的要素又は組織要素を稱して國民性又は國民精神と名づけるのである。

此の國民性の成立の原因に就いては、學者の意見區々として一定しないが、生得遺傳の方面の先天的原因と、習得即ち環境教育の方面の後天的原因とがあるものと見ることが出来る。

然らば我が國民性は如何にと云ふに、之を綜合的に考へれば、優れたる性能を有し、將來に於ても悲觀すべき國民ではないが、分解的に見れば少なからざる短所をも有することを知る。今先づ其の長所と思はれる方面を觀て、次に改善すべき短所を擧げれば次の如くである。

(一)國體信念とも謂ふべき君神國が吾等の上に超越して嚴存

するといふ思想である。天皇・神國家が一體となりて我々の上に永久に存続するとの國民的信仰は確かに我が國民性の一特性である。

(一)其の結果として我が國民は崇祖敬神・忠君の念が強く、而も是が一つの信仰的態度を有するのである。

(二)實際的現實性である。我が國民は思想感情共に空想に迷はされず、實際的にして現實を離れないことが古來の一特性である。我が國固有の精神たる神道は凡て現實的實踐的の道德であつた。彼の儒教も現世的實踐的徳教であつたが爲に、我が現實性に適合して入り易かつたのである。又彼の本來、出世間的・非現實的教義なる佛教も、我が國に入りては現實的色彩の濃厚なる日本佛教となつたのである。

(四)樂天的快活性。我が國民は神話時代より快活・洒落・積極・發展等の樂天的精神に富んで居るのである。此の精神は前の現實性と聯關し、我が國土とも關係するとも考へられるのである。

(五)單純潔白性。古來我が民族は本來の性能として、簡素・淡泊・清淨を尙ぶの風著しきものがある。彼の神社の白木造りは其の好き象徴である。其の他山水・家屋・衣食住・文藝等に於ても多く淡泊にして執著なく、濃厚ならざるものを好むが如きも其の例證である。

(六)鋭敏感激性。理解鋭敏・敏捷器用利巧なるは、又我が國民の一特質である。一般に認められて居る。又感激性に富めることは戦時の如き非常時に於て能く其の長所を發露するものあるを見るのである。

國民性尊重の
必要

(七)模倣同化性。模倣に巧みに、同化に長ずるも亦其の一特質である。彼の儒教を容れて孟子の危険思想を採らず、印度の厭世思想に深入りせずして國民的佛教を盛にしたり、維新當初西洋文明を容るゝも極端なる民主思想を避けて居る。漢才・洋才を尙ぶも和魂を失はざるは同化性の存するが故と見るべきである。

(八)武勇性。神話時代より武勇に長ずる神多く我國民は一般に武勇の精神を重んじ中古以來の武家制度に於て特に此の精神が尊重涵養されて來たのである。佛教渡來以後幾分此の性情は緩和された傾向もあるが今日猶此の點に於ては世界に稀なる民族と云はれ強兵の實を擧げて居るのである。

凡て國民性を無視する國民教育は、其の國民精神の衰退を來

國民性の矯正
すべき點

し、國家の進展を妨げ、遂には立國の大本をも誤るに至る虞がある。以上述べし國民性の特長は我が國が存立發展する所以の本領とも見るべく、若し之を消磨するときは國家獨立の力を弱めることとなる。随つて其の特長の發揮に努めると同時に、短所と見るべき諸點の矯正が必要である。國民性の長所を發揮し、短所を矯正して行く所に國民道德の進歩があるのである。

我が國民性が幾多の缺點短所を有して居ることは事實である。殊に我が國は内部的に社會組織の變動を來し、對外的に昔日と全く異なる國際關係に在る今日に於ては、過去三千年來形成し來れる國民性其の儘の發露にては、不適當の點も少くないので、是が矯正を要すべきものが多々あるのである。

(一)從來の忠君愛國はやゝもすれば一時的・非常的・熱狂的・排他

的に傾き易く、其の内容が甚だ單純偏狹の譏を免れなかつたのである。過去の我國家生活の實情からして、是までは狭き國家主義に陥つて居たものがあつたが、今後は國家的精神の擴大を要する。世界列強の班に列した今日に於ては、他國を理解する寛容と同情とを缺くが如き偏狹なる利己的觀念や、國際道徳と相容れざるが如き愛國心は眞の國家的精神と謂ふを得ないのである。國際道徳・人道道徳をもなるべく包容調和せる國民道徳・國家的精神の涵養が最も必要である。

(二)國民性が鋭敏感激的なる半面に於て、浮薄・躁急・短慮・感情的であつて、變化を好み、何事にも熟慮徹底を缺き、愛憎偏頗の態度に出で、剛健・堅忍持久の精神に乏しく、持續性なくして大事業に成功せざるは亦常に唱へられる缺點である。此の堅忍持久性

は身體的方面との關係深きを以て、強健なる身體の養成と相俟つて之を涵養することが緊切である。

(三)獨立自治の精神を涵養することは亦最も必要である。中古以來我が國民は封建專制の下に教養されたる結果、人格觀念も乏しく、依頼心も強く、英米人の如く自治獨立の教養も受けてゐないのである。随つて何事を爲すにも他に頼り、自治的能力なき國民となつた。今後は各自の自覺に基き、責任の觀念・協同自治の觀念より來る自治的社會的訓練を要するのである。

(四)公共的精神を高調することも亦大切なることである。我が國民は文明的生活の四形式なる家・社會・國家・世界の四生活中、家及び國家生活の經驗と訓練とが主となり、一般社會に對する平等的方面の道徳的訓練を缺いたが爲に、特定の個人や其の私

有物に對する道德的觀念は強いが、一般社會團體・一般公共物に對する責任觀念は薄い。所謂私徳に長ずるが公德に缺けて居る。それが爲に社會の秩序も自治の制度も完全に發達せざる憾がある。

(五)勤儉の念薄く、經濟思想に乏しきことも一大缺點である。勤勞尊重・勞働神聖の聲は相當に大であるが、眞に神聖視し尊重するものは甚だ少く、上下安逸享樂の傾向強く、勞働は下層階級の爲すべきものといふ封建的氣風が依然として消えないのである。是が爲に種々の社會問題が醸成されつゝある觀がある。又武士道を國民道德の精粹と考へる邦人は、古來經濟思想甚だ幼稚であつて、其の勞働様式は非經濟的で能率の擧らないのは勿論消費經濟生活に於ても寧ろ之に疎きを以て上品と見做し

た。然し現代の如き産業化の時代に於ては封建時代の如き働らく階級と働かざる階級との存在を許さない。誰も一樣に勤勞に依り實際生活の方案を立てるのが生活上第一の義務となつた。之に因つて各自富を作ると共に、富に對する道德的訓練を要する。過去の如く富と徳とを無關係のものとなし、金は道德的害毒を持つとの考を一掃し、道德と經濟、品性と財貨、私財と公益等の關係に就いて明確なる觀念を養ふことが必要である。

(六)科學的批判的考察と獨創力の乏しきことも亦我が國民性の缺點である。其の鋭敏伶俐の反面に於て、思慮淺薄にして、深遠なる哲學も、幽玄なる宗教も、精緻なる科學も生まれぬのは、唯模倣に長じ同化を誇として、獨創力に乏しきが爲である。

(七)國民氣宇の狹小なることも亦其の缺點の一つである。是

我が國土狹小にして而も島國なるが上に、久しき間外鎖國政策を採り、内各藩對立の封建政治を行ひし爲自然に馴致せられたのであらう。萬事に對して度量狹小なるは争はれない事實である。

(八)人格及び正義の觀念の不明瞭なることも亦矯正すべき點である。封建時代の不平等主義の生活に於ては勿論、今日西洋の平等主義、個人主義の思想や道德の入るに及んでも權利思想の曲解濫用に陥り、眞に人格、正義、權利、義務の觀念を理解せざるは憂慮すべき傾向である。

(九)不規律性も國民性缺陷の一つに數へらる。改善を要する生活上、風習上の諸弊の根本は多く此の不規律性に基づくのである。今日の如き文明生活、社會生活に於ては國民の規律的訓

練が最も大切である。

現代の時勢に順應して國民性の改造矯正を要望する點は尙多々あるが、其の主なるものは以上の如くである。

第五節 我が國の特性

根本的特性

我が國は建國の事情、歴史の變遷、社會組織、國民性等に於て種々の特性を有してゐるが、就中根本的と稱すべきものは、言ふ迄もなく、萬世一系の天皇の君臨し給ふ皇國なることである。即ち天皇が日本國なる全一的組織の絶對中心をなし、而も天皇と國家とは不可分の關係を有し、皇運の隆昌と國運の發展とは別義ならずして、唯一つのものを中心より見ると、全體より見るとの相違に過ぎないのである。随つて天皇と國民とは一體不可

君先民後と君
民同祖

分の關係を有し、永久に其の運命を俱にする。此の特性は他國に於ては見るに能はざる絶對的差異の點である。又我が國は先づ皇室ありて國家を經營され、君先民後の體系に依つて成立したものである。又君民同祖、君民一家の信念を有し、其の間血族の親しみありて國民は皇室を本宗として繁榮したる大家族である。所謂綜合的家族制をなして、個別的家族制の上に組織立てられ、其の大家長は上御一人である。是が爲國家の體裁は皇室を中心として家族的に組織され、國家は皇室の擴大されたものである。

國法學上より云へば、國體は主權の所在に關し、政體は主權行使の様式に關するものである。是に由れば我が國の政體は時に變ずるも、國體は萬古不易であつて、國史に中斷革命がないの

國體の不易

君臣の分の嚴
明

家族的道德的
君臣關係

である。歴史を回顧するに、我が皇室は必ずしも常に直接政治の實權を執られてはゐなかつた。然しながら主權が常に皇室にあることは、三千年來一貫したる儼然たる事實であつた。將來も永久に變はるべきではない。

皇位は國家統治の大權の存するところ、歴代の天皇は祖宗の皇位を承け給ひ、且自然の正系の序列に由つて御位に即かせ給ふのである。隨つて他の何人も其の位に立つことを許さず、君臣の分は絶對嚴正である。所謂天無二日、國無二王とか、金甌無缺の國體なる語は我が國の爲に作られたる言葉とも見られるのである。古來時に逆臣の出でしこともあつたが、國體を破壊せんとするやうな者はなかつたのである。

斯く君臣の分は嚴正であつて、大義名分嚴として犯すべから

忠孝一致

ざること秋霜烈日の感があるが、君臣間は春風駘蕩、君臣即父子、君は父の情愛を以て民に臨まれ、民は子の至情を以て君に仕へ奉るのである。即ち我が君臣關係は、他國の如く形式的、政治的、對立的ではなくして、自然的、家族的、道德的、一體的關係に在るのである。

忠孝一致は又我が國の特性より來る必然的歸結である。即ち我が民族は唯一の祖先より發展したるもの、我が國家は唯一の家族の擴大されたもの、吾人の祖先は畏くも又國家の祖先なる天祖である。皇室は本系であり宗家であつて、吾人の家は支系たり別家たるの關係を有するのである。所謂綜合的家族制であるから、現在の皇室に對して忠なるのは、我等の祖先の遺志を遂げて、孝なる所以である。故に吾人の個別的家族に對して

忠君愛國の一致

國民の統一性

は孝と謂ひ、綜合家族に對しては忠と稱するも、大小の差より其の名稱を異にしたのみで、孝は小忠とも名づけられ、忠は大孝とも謂ふことが出来るのである。

又我が國は國體上皇室と國家とは別物ではなく、一つのもの、の見方の相違だけと考へることが出来る。即ち中心より觀れば皇室全體より觀れば國家であつて、中心たる皇室に對するときは忠君となり、全體に對するときは愛國となる。即ち國家即皇室なるを以て、當然、愛國即忠君と謂ふことが出来るのである。更に我が國は歴史的に古今を通じて統一體を爲し、其の言語、人種風習、國民思想上等に於て、全體として高き統一性を持ち、而も國史に分裂や他民族の侵略なしに、今日まで進展して來た。此の統一體が皇室を中心に仰ぎ、社會に超越せる唯一の權威者

家族制度

とし、國民的結合を盤石の如く鞏固にして居る。此の統一性を保つことは又我が國の何よりの誇であり強みである。

家長制家族制も亦我が國の特性である。此の制度は一家族に家長があつて、祖先を代表し祖先の遺業を繼承するもので、家長たる者は種々の權利と義務とを有するのである。而して我が國の家なる觀念は此の個別的家族制の外に、更に國家が一つの綜合的家族制の社會組織を成してゐる。即ち皇室は宗家、天皇は大家長として、國家的にも祖孫相續の觀念に由りて結合さるゝ一大血族團體を成してゐるのである。斯くして上述の如く個別的家族制には孝、綜合的家族制には忠の道德が發達し、茲に忠孝一致の體系を成してゐることが特徴である。

固有の精神

我が國今日の國民道德の内容を分析すれば種々の要素から成つて居るが、其の骨子をなすものは、勿論大和民族的精神とも謂ふべき我が國固有の精神であつて、通常神道又は惟神の道とも稱する所のものである。

儒教思想

此の固有の精神に支那の精神文化の代表とも謂ふべき儒教思想が入つて來て、我が道德思想を豊富にし、一大要素をなしたのである。此の儒教の實踐的教義は在來の國民道德思想と契合する點が多いから、思想上能く取り入れられたのである。

佛教思想

次に入つて來た佛教思想は印度思想の代表とも謂ふべきものであるが、本來我が固有の思想とは相容れざる點が多かつた

第六節 我が國民道德の要素

爲に、是が攝取移入には少からず困難を感じた。然しながら我が國民性に同化し、我が國固有の思想と調和せるものとなしてより、其の流布も廣く、思想的影響も多かつたのである。

最後に入つて來た西洋思想は本來複雑なものであつて、且我國固有の思想とは其の根柢を異にしてゐるのであるから、佛教以上に思想的變化を我に與へたのである。而も甚だ優勢なる思想として急激且力強く侵入し來れるが爲、其の思想的影響は甚大なるものがあつた。隨つて在來の國民道德を助成したるものがあると同時に、破壊に導く不健全のものも多かつたのである。

以上の如く、我が國今日の國民道德は固有思想たる神道を骨子となし、三種の外來思想を包容し之を要素として成り立つて

我國の使命

ゐるのである。換言すれば今日の國民道德は我が固有の精神を根幹となし、之に儒教佛教の思想を吸収して、一時國民道德の精粹と稱せられし武士道の花を開き、封建時代の廢滅するまで、専ら之に依つて國民教化の原理とされてゐたが、明治以後更に西洋思想の長所を取入れ、國民思想を形成したのである。

前に述べた如く、我が國は思想上我が固有の精神文化に加ふるに、支那及び印度の文化を以てして、東洋文化を包括すると同時に、又西洋文明をも理解し攝取して居るのである。斯く東西兩文明を理解し、兩者の精神文化を融合し得るものは、世界に於て唯我が國のみであると見ることが出来る。

彼の世界戰亂は西洋物質文明の當然の歸結であると稱せられ、隨つて世界の改造には過去の文化の進み來れる方向の一轉

回を要するのである。それが爲には是まで無視されてゐた東洋の精神文化を融合せる新文化の建設を要すとは識者の論である。而してかゝる使命を果し得る形式上の唯一の資格者は實に我が日本帝國である。

翻つて惟ふに、我が國は今日一等國の班に列し世界列強の一つと自ら誇れるも、過去を顧みれば、三千年來他國の恩惠を受けたことは甚だ大なるものがあるが、世界の文化に貢献したものは誠に僅小なりと言はざるを得ない。然るに今日一等國と稱して濶歩するが如きは自ら省みて忸怩たるものがある。過去は我が國の情勢上已むを得ないとしても、今後に於ては世界人類の爲、相當の貢獻を爲すべき債務を負うてゐることを自覺すべきである。而して是が貢獻の途多々あらうが、上述の如く東

西文化を融合し、一つの高き新らしき精神文化の建設こそ吾等が使命として努力すべき點ではあるまいか。

第七節 我が國固有の精神

我が國固有の精神は大和民族特有の根本道徳であつて、時に神道とも稱するのである。此の神道は建國以來古今を通じて一貫せるものであつて、天祖天照大神の理想を承け、皇室の尊嚴と國體の優越とを擁護し、祖先尊崇の精神に基づき、神祇を敬ひ祭祀を重んじ、以て國家の進展を圖る民族的信仰である。

此の神道は天照大神を中心として、我が國民性の特質たる祖先尊崇に伴なへる祖孫相續の精神が根柢をなしてゐる。而して自然、宗教とは區別されるところの一種の國民的信仰とも謂

天祖の神勅

ふべきものであつて、其の特色は實際的・現世的・國民的色彩強く、其の特に重んずる徳目としては清淨潔白・誠實正直・孝順忠良・勇壯快活・溫和寛仁等である。

日本書紀に現はれてゐる所謂天祖の神勅なる、豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天壤と與に窮なかるべしは實に國體の淵源であつて、天照大神が天孫瓊杵尊を此の葦原中國に天降し給ふ時に賜はつたものである。天祖の建國の理想の偉大にして、國家經綸の宏遠に、國體の幽玄なることを窺ふことが出来る。而して此の神勅が國家經綸の根本的指導原理となり、國民思想の統一原理ともなつて、時代精神を支配して來たことは、史的事實に徴しても明かなことである。殊に國

神器

家的事變に際會しては、常に此の神勅の精神が躍如として其の威力を發揮するを見るのである。

天孫降臨の際、天照大神は更に五部の神に命じ給ひ、天孫擁護の任に當らしめられたと共に、三種の神器を天孫に授け給ひ、我が皇統の正系を明かにせられた。此の神器は第十代崇神天皇までは床を同じうし殿を共にし給うたが、天皇は神威を瀆さんことを懼れ給ひ、大和の笠縫邑に奉置なされ、殿内には、別に鏡劍を模造せしめて之を奉安せられた。次いで垂仁天皇の時、更に伊勢の度會に遷して齋き奉られた。寶劍は景行天皇の時改めて熱田神宮に祠られたのである。

神道は前にも述べし如く、我が國民道德の根柢をなすものであつて、神代より我が民族間に行はれる國民の道德的信仰・實踐

神道の變遷

的習俗であつて、初は別に名稱としては無かつたが、佛教渡來以後、之と區別するが爲に神道なる語が現はれたのである。

此の神道は儒教が傳來しても別に變化を受けなかつたが、佛教渡來に因つて、大なる變動を受けたのである。即ち佛教渡來と共に、其の佛陀崇拜と我が固有の信仰との衝突を來し、爲に兩者の調和を圖り、敬神崇佛の並行を要する所から、在來の神道の面目を變ぜしめた。彼の聖武帝の時、行基菩薩が伊勢神宮の神託に基づき、天照大神と毘盧遮那佛とは同一なりとて、神佛同體説を創唱し、それが爲に奈良の大佛が建立せらるるに至つた。平安朝時代に及んでは、空海、最澄等の如き高僧も盛に此の本地垂迹説を唱道し、神は佛の假現とし、垂迹となし、權現など、稱して神佛を混淆し、國民の神道に對する信仰を移して佛教に轉ぜ

しめ、遂に兩部神道が現はれるに至つたのである。此の兩部神道とは神佛兩部一致の義で、彼の眞言宗の本尊たる大日如來は國常立尊の本地なりと稱した。是が爲、爾後久しく神道は佛教内に併合せらるゝやうな形式となつた。是が即ち純神道又は古神道に對し、俗神道なるものゝ起源であつて、其の後更に儒教の影響を受けた派も生じ、種々の流派を形成するに至つたのである。

俗神道

徳川時代に及んで更に俗神道の宗教的新教派が續出して、今日の所謂十三派神道を生じた。此等は一般民間の信仰を得、明治以後獨立の組織を執り、宗派として認められてゐるので、宗教神道と謂ふべきものである。

宗教神道の多くは儒教又は佛教の影響を受けて發現したも

古神道派

のであるから、多く儒佛の思想を本位として神道を説いたもので、本来の純神道を遠ざかること甚だしいものである。それが爲に純神道の復活を叫ぶの所謂古神道派なるものが現はれた。其の先驅者は僧契冲と荷田春満である。春満は徳川中期の祠官であり國學者であつて、古學を復興し、儒佛を排斥し、純粹の國民的思想信仰に復歸せんと力を盡し、賀茂眞淵・本居宣長等の國學者を経て、平田篤胤に至つて之を大成したのである。此の古神道は言ふ迄もなく祖先尊崇・神祇崇敬の觀念より出づる國民的思想や信仰を中心とする純神道の復活を唱道したのである。それと同時に水戸學派も此の神道思想と相呼應して我が國體の尊嚴なる所以を高調し、尊王愛國思想の精神的一因をなすに至つたのである。

第八節 儒教思想の影響

在來の我が固有の精神は眞摯ではあつたが、比較的單純なものであつた。然るに其の内容を豊富にし發達せしめたのは實に儒教である。

儒教は支那の道德的偉人たる孔子が、古來の聖賢即ち堯舜・禹湯・文武・周公の思想を集めて大成したる徳教である。故に其の學説は古來の政治・道德を説ける實踐的常識的教理であつて、純理の哲學や、幽玄なる宗教とは自ら異なるものである。

儒教の要旨には倫理的・政治的の兩方面がある。即ち修身齊家より治國平天下に至るが目的である。而して此の修己と治人の二大目的を達する途は何かと云ふに、彼は中庸の語を用ゐ

儒教の要旨

て居る。蓋し中庸とは道の形式的説明であつて、道の不偏不倚にして過不及なき状態を謂ふのである。道の形式的方面は中庸なるが、其の内容的方面は仁である。此の仁は政治的倫理的に現はれる形は種々あるが、凡ての方面を包含する理想の境は此の一字に歸するとなすのである。

大學の道は人を教ふる所以の道であつて、所謂三綱領八條目に分たれてゐる。三綱領とは明明徳・止至善・親民であつて、八條目とは格物・致知・誠意・正心・修身以上修己と齊家・治國・平天下(以上治人)とである。之を要するに大學の道は二大綱目即ち修己と治人に至る道である。格致の學を修め自己の徳行を明かにし、之を家・國・天下に實現せんとするのである。是が儒教の目的である。

儒教と固有思想との比較

抑、我が固有思想と支那思想とを對照するに、契合する點と相違する點とがある。其の相似たる點としては、我が國は家族制度の國であるが、支那も亦本來家族本位の國であつて、個別の家族・血族團體生活を中心とする。又國民性が現實的・樂天的・活動的なることも大體我と相似たるものがある。又道德思想上、精神主義にて實行の要素の多きも亦然り。即ち我の崇祖・孝養・仁慈・誠實等の常識的實踐的の徳目を主とするに對し、彼も五倫五常の如き現世的・家族的の實踐道德を主としてゐるのである。然しながら、又他方面に於て全く相違する點も少くない。即ち我が國は祖先尊崇の念が中心となり、萬世不易の國體と皇室とを有するに對し、彼の國は拜天思想が根柢をなし、時に禪讓放伐をも認め、隨つて易姓革命の國である。又我が國が忠を主徳

とするに對し、彼の儒教にては仁義を高唱し、我が忠孝一致なるに對し、彼は不一致の國にして、而も忠よりも孝を重んずるのである。又我が國民性が本來進歩的・前進的なるに對し、彼は保守的・回顧的にして時に理想を過去に置くが如きも異なる點である。

第九節 佛教思想の影響

佛教の本義

佛教の開祖は印度の釋迦牟尼である。其の宗教的基礎とする所は所謂三世因果説であつて、一切衆生の作る業は過去・現在・未來の三世に涉つて因果の連鎖をなし、人間をして輪廻無窮ならしめる。此の三世因果の必然の歸結として、佛教は宿命説を取るものである。人間生活は善因善果惡因惡果の因果法に因

つて過去より出て現在を経て、未來に及んで行くのである。所謂輪廻轉生をなすが故に、善根を積み惡業を去らざるべからずと説くのである。

一切の衆生は皆佛性を有するのに、とかく現世の快苦に迷はされ、罪惡の淵に沈淪し勝ちである。故に努めて各自知見を開き迷を去れば、此の佛性を發揮することが出来るのである。而して一切の煩惱を去り眞に知見を開き、無我の境に入るは所謂涅槃の境であつて、佛陀の境界である。

人間は多く此の現世に執著し、迷を去る能はざる所から、佛教に於ては無常迅速の現世を假の世、苦悶の世、罪惡の世となし、生老病死は人生の常にして、悲しむにも喜ぶにも足りないものとする。所謂諸行無常の人生觀は是より生ずるのである。斯く

無常觀

世界・人生又は人間は無常にして一定不變の主宰者なく、變化を免れぬものなるが故に人は此等に執著して我見を起すべきでなく、一切の煩惱を斷ちて、涅槃寂滅の境に入るが究竟の怡樂であるとして、無我の教義を以て心髓となし之に因りて涅槃なる理想境を説くのである。所謂諸行無常、諸法無我、涅槃寂滅の三義は是である。換言すれば有我・無常・有限・不自由の迷界を一日も早く解脱して常住・無限・自由・完全の悟界に入るが涅槃即佛の境界である。是即ち精神的常住的快樂の極致であると云ふのである。

佛教渡來の當初にありては、一方我が國民固有の思想・信仰と相容れず、古來の神祇を冒瀆するものなりとなす有力なる意見あると共に、他方蘇我・物部兩派の政權爭奪の渦中に入りしが爲

佛教の發達

佛教思想の國民思想との相異點

に甚だしき紛亂を生じたのである。

本來佛教思想は我が國民思想と甚だしき相違あるを以て、其の弘通は容易なことでない筈のものであつた。即ち(一)我が國民思想は現世的世間的なるに對し、佛教思想は過去未來を説ける出世間的の教義である。(二)我は又崇祖忠孝を主徳となすに、彼は佛陀崇拜を主とし人倫を輕視した。(三)我は樂天快活なるに、彼は厭世悲觀の色調強く、隨つて私の活動生々、積極現世主義なるに對し、彼は靜止、寂滅消極出世間的の人生觀の傾向を有つのである。斯く思想上の相違の爲、當然兩者の衝突を免れず、且弘通も至難なるものがあつたが、聖德太子の熱心なる佛教尊信と、つづいて宗教的天才たる行基・良辨・最澄・空海等が融合調和の策を講じ、或は神佛同體論や本地垂迹説を唱へ、或は現世の祈禱

國民的佛教の
發現

幸福を宣傳し、或は國家鎮護の護國教となし、其の教義を世間的・國家的となし、爲に意外に容易に廣く弘通を見るに至つたのである。

斯くして奈良・平安兩時代を通じて佛教は益々隆盛に趨いたが、當時の上流貴族階級と結合して勢を得た佛徒は、藤原氏全盛の世より、自然世俗的名譽を事とし、次第に華美墮落に陥り、佛教の心髓を閑却するに至れるを以て、其の時流の反動として、武家時代に於て新佛教が興るに至つた。新佛教とは即ち信仰主義の淨土宗、直觀主義の禪宗、及び奮闘主義の日蓮宗等であつて、著しく民衆的色彩を帯び、佛教國民化の實現を見るに至つたのである。

禪宗と武士

就中禪宗は主觀的の自力宗にして、禪思三昧以て直覺的に人

佛教の文化的
影響

生の眞相・宇宙の本體を體得し、即時に佛と融合するを主眼とし、爲に何事も簡明直截、虚飾を排し、淡白にして、死を見ること歸するが如き教義は武士の精神生活に適合した、爲に彼等の間に流布した。而して一般民衆の間に行はれたのは淨土宗・淨土眞宗・日蓮宗等であつた。

佛教は我が國民の精神界に一時革命的變動を起したが、時日の経過と共に之を取捨同化して、我が根本的精神を覆すに至らなかつたのみならず、精神的・文化的方面に貢獻するところ大なるものがあつた。即ち佛教傳來の初期に於ては支那文物の輸入傳播や、國利民福の増進に就いて僧侶の成せる功績は多大なるものがあつたのである。又本來現實的・表面的生活にして、深味を缺く國民思想に對し、一種幽玄の趣を與へ、内省的情緒的に

向はしめ、且出世間的傾向を加へたのである。又佛教修業の諸徳に依り國民道德の内容を豊富にしたることも、漢文研究と文學思想を豊かにしたることも共に多大なるものがある。尙武士道に對する思想的影響は言ふまでもなく、其の他、美術心を高め之を發達せしめたることや、社會教育に關する僧侶の功績の如きは見逃すことの出来ない貢獻である。

第十節 武士道

武士道の意義

武士道は我が國民性獨特の所産として、上古以來士人間に發現した一種の義勇的道念を基礎とし、それに儒佛の感化を受け、之を包容同化して洗煉した武士間の武勇的實踐的道德である。武士なる社會階級に於て特に發達した故に此の名があるけれ

ども、其の本源は大和民族の歴史を貫いて發達したもので、やはり大和魂に外ならぬものである。

武士道の本領

武士道の精神又は本領とも謂ふべきものは、至誠尊長に奉じ、没我的、献身的、犠牲的精神を以て、君父の爲に忠孝の大節を盡すことである。更に之を分析すれば次の諸徳となる。此等が最も尊重されたものである。

忠孝

忠孝。主君に對する献身的態度は我が固有の道德であつて、國家組織の中心に對する忠君が其の主徳である。此の忠節は上古に於ては皇室に對するものであつたが、武家時代に、更に其の下にもつと直接的の主従關係が新に生じて、其の主家に忠勤を勵むを本分となす、即ち國民的意義より武門的意義に移つた時代もあつたが、其の精神は同一なるものである。又社會組織

の要素たる家を尊重する上より、孝も亦主徳として、高調されて来たのである。されば君父の恩を感じ、之に誠心を捧げ、此等の爲に復讐することをも稱揚したのである。彼の曾我兄弟、赤穂浪士の如きは最も著名なる例である。

武勇 武士が忠孝の大節を全うし、其の本分を盡し、名譽體面を完うせんが爲には特に武勇の精神が必要であるから、常に此の方面の修練と教訓とを勉めて来た。是が爲に自然に武術の練習、膽力の養成に力を用ひ、卑怯未練を戒めた。頼朝が鎌倉武士を戒めて特に卑怯未練の所行あるまじきことを訓へ、又古より戦場に臨みては、額に矢は立つとも背には矢を立てじなどの覺悟を忘れなかつたのである。

敬神

敬神 本來我が國は神國にて崇祖の念厚く、天つ神國つやし

ろをいはひてぞ我があし原の國は治まる。の念を持してゐた。彼の泰時の貞永式目にも、可修理神社專祭祀事」とあり。又北條早雲、武田信玄、織田信長等、皆敬神の念深きものがあつた。尙古來八幡社前に元服をなし、八幡大菩薩を弓矢の神と崇めるのが例であつた。

崇佛

崇佛 敬神と相似たる精神的態度である。殊に武士が己が生命の朝露よりも頼むに足らぬを悟りては、超人格たる神佛に身を託せねば到底自己の生活に安住し、武勇を發揮する能はざるは當然である。鎌倉以後の武士は同時に佛僧に近く、出家せし者多きは是が爲である。

仁慈 武士は武勇を尙ぶも、他面に於ては優美微妙なる感情の所有者たることが一大特色である。此の精神は古來の溫和

仁慈

節義

寛仁なる固有の精神に、儒教の仁義、佛教の慈悲等の感化を受けて現はれたものである。神話時代より已に荒魂と和魂とを立て、武勇性と溫和性との調和せる精神を有することが眞の武士とせられて居る。所謂武士の情とは是である。

節義。禮節を重んじ、作法を嚴守し、粗忽尾籠の振舞を慎むことは、恐らく祖先の祭祀や、階級組織の爲や、武士の自尊心等に依り自ら助成せられたものと考へられる。何れの大名の家訓中にも大抵禮義を重んじ粗暴の所業あるまじきことを訓へた。又、武士に二言なし、武士の一言金鐵よりも堅しなど、稱し、信義を重んずるを信條としてゐた。是我が固有精神なる誠實正直を尙ぶ心の發露とも見るべきである。

廉恥

廉恥。武士は自己の人格を尊重し自尊心を鼓吹し、其の體面

名譽

維持の爲飽くまでも自己を潔くすることを心掛けた。所謂玉碎するも瓦全を恥ぢ、體面を失ふ時は切腹して是が解決をなすのである。彼の人は一代名は末代、武門の恥辱、弓矢の手前、末代までの名折、弓矢取る身の耻、面目なし等の語は皆此の廉恥を重んずるより來る言葉である。而して恥を知らざる者を、犬侍、祿盗人、腰拔侍と罵つたのである。

名譽。武士は個人の名譽を尊重すると同時に、又一門一家の名譽を重んじた。彼の敵味方相對する時の名乗りは、自己の民族的名譽を發揚し、同時に卑怯未練の振舞なく、堂々と勝負を決せんとの態度を示すのである。

質朴

質朴。武士が華美に流るれば、次第に淫靡懦弱に陥り、遂に武勇の念を殺ぎ、武士の本務を忘るゝに至るを常とするを以て、鎌

克己

倉以後の武士は殊に質素を重んじたのである。
克己。自己の感情を制し、意志の力を以て制慾、克己に出づるは、武士道に於ては必要とせられ、喜怒哀樂を色に現さざる習慣を助成して來た。それ故、武士道に於ては、克己鍛鍊の意的教育を重視して居たのである。

武士道の發達

武士道の起原は我が國民的精神に在るを以て、其の淵源は古く日本民族と共に起り、天孫降臨の際既に天忍日命・天津久米命等、命を奉じて天孫擁護の任に當つた當時より之を窺ふことが出来るのである。

上古より鎌倉幕府まで

神武天皇より佛教渡來までは、武士の家柄なる大伴・物部兩家に特に其の精神が傳へられて來たが、佛教渡來以後、排佛派なる物部亡び、大伴も次第に無力となつた。更に大化の改新に因つ

鎌倉時代より徳川氏まで

て上古以來の世襲制は止み、徴兵制が布かれし爲、武士道精神は、たとひ薄くとも一般的に廣まるに至つた。一方藤原氏起り、王朝文物盛となり、且佛教の民心に浸潤するに及んで、武士道は衰頹するの傾向を來した。斯くして中央は文弱の政治の爲に享樂の状態を現はしたが、地方に於ては不逞の徒の蜂起する者があつて、其の鎮撫の必要上、弓馬を専務とする武的階級なる源平氏生まれ、藤氏の爪牙となり、地方鎮撫の任に當つてゐた。然るに藤氏の優柔と共に、此等武門の勢力漸次増大し、遂には立つて藤氏に代るに至つた。

鎌倉幕府の創設に因つて封建時代となるや、武士道は實戰間に發達するに至つた。頼朝は平氏の滅亡に鑑み、遠く京師を離れて居る鎌倉に定め、勤儉主義に依つて質實剛健に意を留め、武

士道に一新紀元を開いたのである。是を以て新らしき意義に於ける武士道は鎌倉武士を以て始まると云ふことが出来る。

頼朝に依り大成したる武士道は北條氏となりても其の勤儉尚武の精神を継ぎ、爾後年と共に武士道の興隆を來し、彼の弘安の役にも、地方武士は執權時宗を輔けて義勇奉公の誠を致し、對外的に國民的精神を發揮したのである。然るに北條氏は高時の驕奢に因つて滅亡の悲運に際會したので、百五十年間の武家政治も弛んで王政復古を實現せんとした。是に於て公武兩者の對立・政權爭奪より、南北朝の紛争を起し、人心萎靡し、道義に反すること大であつたが、其の間武士道は尙其の精神を發揮し、其の後の發達に大なる影響を及ぼした。即ち吉野朝五十七年間に楠公父子・北畠父子・新田義貞・名和長年等の忠臣現はれ、其の忠

勇義烈は永く史上の精華となり、親房の神皇正統記と共に武士道の鼓吹に大なる力を與へたのである。

室町時代に於ては應仁の亂以後、群雄諸國に割據し、自家勢力擴張の爲に鬭争を事とし、君臣骨肉相争ひ、名教頹廢すること甚だしく、武士道の根本精神を忘れたかの觀もあつたが、其の間自衛發展上、各自家訓・家法を以て子孫を戒め、武道を鍊磨し、主家に忠勤を勵ましめたから、封建的武士道としては實際的修練の機會を多くしたのである。

徳川時代二百六十年間は世は一般に泰平であつたので、武士道は是までの如く、實戰的方面の發達の機會は無かつた。然し家康以下代々幕府は盛に文教を奨勵し、武家法度を制定し、秩序の維持と武徳の向上とに力を盡したが爲に、自然、節義を尙び、大

徳川時代

義名分を明かにし、國體の尊嚴と尊王の大義とは、士人の間に自ら感得せしめられるに至つたのである。殊に各藩も皆文教を奨励し、武藝の師範を置いたが爲、武士は多く才文武を兼ね、社會の中心となり、護國を以て自ら任じ、人民の範たる品格を維持するに努めた。是に於て、武士道復大いに起り、其の精神は町人にまでも影響するに至つた。斯くして此の時代の武士道は教理的學術的に發達し、遂に武士道學派とも名づくべき一派を生ずるに至つたのである。

武士道學派の元祖は山鹿素行である。彼は會津の人、元和八年に生まれ、林羅山に就いて漢學を修め、又小幡景憲及北條氏長に就いて兵學を修め、一家の見を立てた。後播州赤穂城主淺野侯に聘せられて、其の學を講じた。其の後幕府の忌憚に觸れて

赤穂に流罪の身となり、藩の子弟をも教育した。彼の大石良雄等は其の弟子にして、素行の教育的感化は後世武士道の權化と稱せらるゝ、四十七士を生んだのである。素行の教理は忠義を以て本領となし、常に意志の鍛鍊と儀容の修爲を力説したのである。又彼には國體及び武士道に關する著書多く、中朝事實、武教小學、武教本論、聖教要録等は其の主なるものである。又彼の系統より出でたる人物も少くない。山鹿高基は其の子であつて、彼の門下には吉田重矩があつた。家は世々山鹿流の兵法を以て、長州藩毛利家の儒員であつたが、其の後に吉田松陰が出たのである。松陰は幕末國事多端の際、主として素行の學を以て、松下村塾に國士を教養し、國體の顯揚と國威の伸張とを期した。維新の大業を劃策せし幾多の志士は、多くは是、松門に教を受け

し人である。

幕末に於て武士道學派以外に、武士道精神鼓吹の別派がある。其の一は水戸學派である。家康の孫なる水戸光圀は神道の根本たる愛國敬神の精神に因り大日本史を編纂し、我が皇統の正閏を明かにし、大義名分を正した。其の二は國學者たる賀茂眞淵本居宣長・平田篤胤等の一派である。其の三は日本外史の著者たる頼山陽である。神皇正統記大日本史・日本外史の三書は、前後相照應して我が國民的精神の鼓吹に多大の貢獻をなしたのである。以上の三派は廣く一般人士に對し國民的自覺を起さしめ、武士道と相結びて茲に尊王愛國の大義の爲、献身犠牲の精神を發揮せしめ、王政復古の大業を翼賛するに至つたのである。

維新以後

明治維新の大業は思想上より觀れば、武士道の活躍發揮に依り成立したるものである。更に明治五年徵兵令の發布と共に武士道の精神は一般的に廣く國民間に普及さるることゝなつた。明治十五年軍人への勅諭を降し給ひ、軍隊教育の大方針を諭し給うたが此の五ヶ條の忠節禮義・武勇・信義・質素は古來武士道の心髓たりしもので、實に五ヶ條は三千年來錬りに錬つた我が武士道精神を要約せるものと見ることが出来る。是に由つて之を觀れば、武士道精神は國民皆兵主義に依り軍人精神として一般に普及し、今日の軍隊に於ける精神教育の精粹は實に從來の武士道其のものと謂ふことが出来るのである。

又教育に關する勅語の中にも武士道の精神を窺ふことが出来る。彼の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運

ヲ扶翼スヘシとの聖旨は即ち是である。此の勅語を通じて我が國民教育にも武士道精神が普及さるゝてあらう。更に實際的・戰鬪的方面に於ては日清・北清・日露・滿洲事變・上海事變等の各戰役に於て、五ヶ條の勅諭に基づいた軍隊訓練の結果として常に武士道的精神の發露されたのを見るのである。

武士道の長短

武士道の長所特色としては次の數項を擧げることが出来る。
 (一)武士道は忠節を本として、本務の念強く、其の遂行の爲には常に犠牲的・決死的態度を取ること。
 (二)意志的・實行的に理論的に陥らざること。
 (三)武士道は我が家族制度の維持に力あること。
 (四)社會の指導的位置として立つこと等である。更に今日に於て武士道の短所として認むべき點は、(一)階級的思想強く、人格觀念の明瞭ならざること、(二)經濟思想に乏しきこと、(三)

將來の武士道

理論的根據の少きこと、(四)社會的觀念や人道の念の薄きこと、(五)文學藝術と相容れざる傾向あること等である。

既に述べた如く、武士道は我が國固有の精神より發達して儒佛を包容せしものが、我が家族制度と封建制度と、鬪争時代なる地盤の上に育成された軍事的道德であつて、單に武士階級のみならず一般庶民にも感化を及ぼし、國民道德の理想となるに至つたものである。

現代は社會組織や生活型式に變動を來し、時代の推移に伴なひ思想上にも變革を生じ、經濟生活・國際生活に激變を來したのである。随つて過去の階級的社會に在りて、世祿に安閑とし、孤立鎖國の爲經濟的交渉なくして、生存競争の苦惱を感ぜざりし時代とは違ふのである。又産業革命に因りて商工業は發達し、

激烈な生存競争が起つた爲、生活程度の向上、自由平等思想の高唱される今日に於ては、過去の武士道が其の儘の形式に於て今後の國民道德たることは出来ないのである。吾人が尊重すべきは武士道の個々の發露の形式ではなくして、其の根柢を爲す所の理想又は根本精神其のものである。而して其根本精神は、昔も今も同一の國體と國民性とに依り發達して來たものであるから、將來に於ても大差あるべきものではない。故に現代の國民は其の祖先が涵養し來りし武士道を繼承し、其の精神を時代に順應發展せしめ、其の形式は時勢の推移と共に新要求に適合せしむべきである。武士道を單に武家時代の遺物と速断して之を捨てることも、武士道を永久不變の國民道德として之を固執することも共に謬見である。過去の武士道は過去の社會

に於て我が國民道德と表裏し、國民性に編まれた國民精神の發露なるを思へば、今後の國民道德も之を無視せず、其の精神を繼承し、進化發展を期すべきである。之を要するに、上述の短所を矯正して時勢に適應せしめ、内外の新らしき教説に依つて其の内容を豊富にし、一段高き國民道德の體系に資すべきである。

第十一節 西洋思想の影響

西洋思想の輸入

西洋思想が我が國に入りしは明治維新以後のことである。而して其の思想は東西兩洋の社會組織や思想的根柢の大いに異なるものがある故に、我が國の精神界に大なる衝動と影響とを與へたのである。我が國の過去に於ける外來思想に儒佛二教があるが、儒教は本來國民思想と相似たるを以て、思想上大な

る變動を及ぼさなかつたが、佛教思想は少からず精神界に激動を與へた。然るに西洋思想は更に大なる精神的革新を與へたのである。元來思想は突如として單獨孤立して發生すべきものではなくて、其の社會に於ては發生すべき理由の下に系列的に發展するものである。然るに我が國に於ては、古來儒教と云ひ、佛教と云ひ、將又此の西洋思想と云ひ、偶然の機會に突如として入り來れるを以て、程度の差こそあれ當時の思想を混亂せしめたことは事實である。

此の西洋思想の影響の爲、我が國の歴史を思想上より區別する時は維新前の二千五百年と維新後の五十年とを境として二大別と爲すことが出来る。即ち維新前の社會組織と道德組織と道德思想とは、之を要するに專制的階級的家族本位精神的に

して、柔順と義務とを教へられ、禁止消極、下より上に對する道德を主とするに對し、西洋思想は立憲的、平等的、個人本位、物質的であつて、自覺と權利とを説く道德思想である。

今、維新以後に於ける西洋思想の影響を受けたる我社會文化の發達を觀るに、大體五期に分ちて説明するを便とする。

第一期

其の第一期は革新期であつて、明治初年より十年頃までの破壊と歐化の時代である。明治元年五箇條の御誓文に依り、開國進取の國是の決定せらるゝや、防堤決潰の勢を以て侵入し來れる西洋思想は、舊來の文物を片端より破壊し始め、新文物の輸入に熱中せしめ、總て西洋を理想とし、權威となし、其の國體を謳歌し、彼の模倣を以て文明開化と稱し、在來の思想文物は皆舊弊なり、因循姑息なりとしたのである。而して當時の先覺者は福澤

第二期

諭吉・中村正直・新島襄・中江篤介・加藤弘之等の人々である。

第二期は衝突期にして、十一年自由民権説の唱道さるゝ頃より二十二年憲法發布の頃までを謂ふのである。此の時期の大部分は歐化主義全盛の時代にして、西洋教科書を直譯して我に使用し、或は世界主義に心酔して博愛の前には國家なしと叫び、自由民権の政治思想を主潮として、唯物・功利・科學主義が侵入し、善惡・美醜の批判もなく、傳統の徹底的打破となり、爲に弊害續出するに至つた。是が爲歐化主義に對する國粹主義が其の反動として起るのも當然である。

第三期

第三期は二十二年頃より三十年頃に至る反動調和の時代である。此の期は形式内容共に、兩主義の融合となり、初期の鵜呑の時代より同化の時期となり、所謂採長補短の實を擧ぐるに至

つたのである。市町村制・憲法發布・帝國議會開設等は其の制度上に於ける顯著なる實現であつた。

二十三年に於ける教育に關する勅語の煥發は國民道德の統一指針となり、茲に道德の標準問題は解決せられたのである。明治初年以來歐化の風潮に對し、一方に國民の自覺を喚起し、精神界思想界は混亂を來して、徳教上の統一を見ざるに至つた。即ち全く舊思想を捨て、西洋の倫理・宗教に頼らんとする者、又は新文物を拒絶して舊思想を墨守せんとする者、或は兩者を混用せんとする者等各自自説を主張し、紛々擾々適從する所なく、儒教・佛教・神道・國學・基督教・功利・自由國家主義等互に紛糾して、容易に解く能はざる事態を生じたのである。かゝる際に當り教育勅語を煥發せられ、新文化に心酔し功利的唯物的道德に趨ら

第四期

んとする者に對して、建國以來の大和民族的思想の精華とも謂ふべき忠孝本位の道德を教育の大本とし、國民教育の基礎と定められた。斯くして國民道德の大綱は昭示せられ、國民思想の統一は解決せられたのである。

第四期は自覺發展期とも謂ふべく、三十年頃より大正の世に至るまでの間である。是までの國粹論者は、實は眞に自覺と識見があつて唱へたものではなく、唯餘りに突飛なる歐化主義に對し、反動的に我が國にも國粹ありと叫んだのに止まり、深く其實質を考慮しての結果ではなかつたのである。然るに日清日露の兩役を経て、茲に始めて民族的自覺が高調されることゝなつた。即ち日清役後は唯漫然たる西洋崇拜や國粹鼓吹の域を脱して、分析的批判的に考察し、從來の如く極端なる模倣と無意

第五期

義の因習とを脱して、眞に自覺獨立的に進むに至つた。此の國民自覺の最も著しき運動は所謂國粹本位を徹底せしむる日本主義の提唱であつた。

第五期は世界戰亂に因り起つた世界改造の叫びと共に我が國にも波及したる更新期である。此の戰亂に依り我が國は歐洲各國程慘禍を痛感しなかつたが、直接間接に種々の社會的缺陷や弱點を見出した。殊に今日の時世は自他の波及大にして、内外密接の關係を有し、就中思想上の問題に於て特に然りとす。更に我が國民性が單純模倣性に富み感激雷同性を具へ、冷靜批判に乏しき態度は、一層改造思想に共鳴せしめたのである。又獨創力なき學界が從來思想の受賣りを能事とし、或は自己の生活の爲民衆に阿諛する學者、著述家、政治家等が煽り立て、以て

改造の聲を益大にしたのである。

以上の理由で改造の叫びは一時甚だ高く、明治初年の状態に近き思想上の動搖を來した。然るに滿洲事變を契機として國民自己自身への覺醒となり眞の我が國固有の皇道精神に生きんとするものが多くなつた。

第三章 現代思想批判

第一節 デモクラシー

デモクラシーは現代思想の基調を爲すものと見ることが出来るが、其の意義は甚だ漠として人により國により其の解釋を異にし、爲に往々之を誤解濫用して、或は長上に反抗し、自己の權

意義

利をのみ主張し、或は禮儀法律を無視し、勝手氣儘の振舞を爲すを以てデモクラシーであるとす者がある。

抑、デモクラシーは民衆主義と解すべく、何事も民衆を本位として、其の利益幸福を圖らねばならぬとの精神であると廣く解せられるのである。即ち政治上に於てはなるべく民意を尊重し、人民全體の爲を主眼とする政治の組織及び方針を取らざるべからずとなし、又社會上に於ては特殊の階級特權を廢し、なるべく凡ての者の生存發展に均等の機會を與へざるべからずとなし、産業經濟生活上に於ては富の分配を公正にし、資本家の跋扈を防ぎ、勞働者の地位を高めざるべからずとなす。又文化上に於ては教育の一般化、教育機關の門戸開放等を唱へ、機會均等の原理を文化生活に適用せんとするが如き皆是である。

以上はデモクラシー精神の各方面に發露する形式であつて、其の意義の廣いことから、之を誤解し悪用し種々の社會問題や思想問題を惹起しつゝあるは遺憾である。抑思想の動搖は文明の推移と共に來るもので、此のデモクラシーの傾向も、必ずしも悲觀し阻止するには及ばないのである。滔々として押寄せ來る思想の流は、容易に之を防止し難い故に、寧ろ適當に途を開き、之を善用する方法を講ずるに若くものはない。吾人は固有の特性たる同化性に依り、此の國情と國民性に適合せるデモクラシーとすべきである。

惟ふに、デモクラシーが正義人道に基づいて、一般民衆の幸福を目的とする點は諒とすべきである。殊に人格を尊重し、自治的・公共的精神を高調し、不合理なる不自由・不平等を指摘する點

デモクラシー
の善用

は、理論としては敢て非難すべきでない。然しながら機械的自由平等を唱へ、徒らに多數を恃みて反抗を事とするが如きは其の悪用である。要するに民衆主義必ずしも非ならず、問題は民衆が如何なる精神と知見とを以て行動するかに在る。普通選舉も政黨政治も陪審制度も國民の知識・道義の程度・政治的知見の如何に因つて、或は是となり、或は非となる結果を齎すのであらう。随つて民衆主義の實現には、民衆の國民的・社會的・政治的教育的進展を前提としなければならぬのである。

第二節 自由と平等

自由と平等とはデモクラシーの根本要素たる二つの概念である。近世思想は此の自由平等を以て社會生活の至高原理と

自由の意義

なす傾向である。故に吾人は此の兩者に對して明確なる概念を持つことが先づ必要である。

自由とは如何なる意味なりやと云ふに、一般的解釋としては、外部の拘束を受けないといふ消極的方面と、自己の本性の法則に従ふといふ積極的方面との兩者を包含する。單に外部の拘束を受けないといふだけでは、時に放縱となり、却つて自由の眞意義を發揮することが出來ないのである。されば積極的方面なる自己の本性の法則に従つて理想的生活をなし、其の理想を實現するを要する。随つてそれに必要な制限を有するものであつて、勝手放埒の意味でないことは言ふまでもないのである。

自由の種類を簡單に分類するときは、動物的自由と人格的自由とになる。動物的自由とは自己の本能・衝動の發作に任せ、一

自由の二種
動物的自由

切の規則・秩序を無視する自由である。此の種の自由は畢竟無規律・放肆の別名であつて、かゝる自由を要求する所から本能主義・享樂主義・自然主義などが生まれるのである。動物的自由は一見無拘束の如くなれども、一時の衝動・欲望に驅られ、奴隸的態度に出るので、却つて不自由の行動と見ることが出來るのである。

人格的自由

之に反して人格的自由は内にしては自己の良心に訴へ、外にしては良心の客觀化せる社會の道德・法律・制度・慣習に照らし、内外兩權威の許容する所は、何等他の制肘を受けずして所信を斷行するの態度であつて、自己の無思慮と他人の惡意志から離れて、眞の自我を充足するの自由である。此の自由は動物的自由と異なり、道德・法律・制度の如き一切の規範を我がものとして所

有し、それが爲に何等の他律的な拘束を感じないのである。人格的自由の極致は孔子の所謂「心の欲する所に従へども矩を踰えず」の状態である。

平等の意義

次に平等の意義に就いて考へて見たい。抑、人格は統一ある意識の目的を主體にして、他の手段とならざるものであるといふ形式上、心理上の點より觀れば、萬人同様の平等觀を立てることが出来るが、其の内容上、價值上、倫理上より見るときは、人格は甚だしき相違があるもので、差別觀を立てねばならぬのである。故にデモクラシーに於ける平等の觀念が人格の形式的平等を意味するならば、是は至當なことである。國家が法律を設けて、人格内容の如何に拘らず平等に待遇するのは、畢竟此の形式的平等を是認するからである。然るに世には、人格内容に於ける

差等並に賢愚不能、境遇等をも顧みず、凡ての人を平等に見做し、地位權勢、財産等の差別を不合理のものとなして、之を無視せんとする者がある。かゝる絶對的、機械的平等こそ不合理なものである。

凡そ人には如上の差異があるのであつて、才能ある者が高き地位に就き、然らざる者が低き地位に在るは當然のことであつて、之をも無視して各人の平等を主張せんとするは公正ではない。かゝる差異を認め、適材を適所に置いて、各其の個性を發揮せしめてこそ眞の平等公正である。故に眞の平等は人格の形式的平等と適材適所の相對的平等とである。然るに新思想の價值判斷を誤り、人格の形式的平等の方面のみを全體と心得内容の差別的方面を無視するは誤謬の甚だしきものである。蓋

し人は事實上、先天的にても後天的にも、差別的のものであると見るべき程差異の大なるものであつて、生まれながら平等なりとの觀念は現實の事實と一致して居ないのである。寧ろ是は道德意識、法律意識の要求たる當爲の法則と見るべきである。即ち差別の儘に打捨て置けば、社會は生存競争、優勝劣敗の激しき現象を呈するを免れざるを以て、平等的な考慮、政策を立て、差別の度を少くするのである。眞の道德や眞の社會政策といふものは此の差別と平等との間に立ち、兩者の關係を調節することである。差別は競争と進歩の爲に必要であると同時に、平等は弱者を憐み、博愛の念を養ひ、悲惨に陥らんとする人生を緩和し相互關係を圓滿にするに必要である。故に絶對的差別も絶對的平等も共に誤れる思想である。

自由と平等との關係

更に自由と平等との兩者の關係を考へるに、社會生活に於て自由を許す時は政治上有能の士は、地位を得て權力の不平等を來し、經濟上非凡の人は次第に富んで茲に富の不平等を生む。かくて貴賤貧富の懸隔を來すのである。されば自由と平等とは兩立し得ざる場合があることを認めねばならぬ。故に國家は法を設けて一方に自由を保證すると同時に、或る制限を設けてそれが爲に生じ勝ちなる政治上經濟上の不合理なる不平等を緩和するのである。

要するに、眞の自由は人格的自由にして、眞の平等は人格の形式的平等、適材適所の相對的平等なることを確認し、動物的自由、機械的平等の弊に陥らざることを心掛けねばならぬのである。

思想問題發生の理由

第三節 思想問題

所謂思想問題とは現代社會の缺陷を改善せんとして生まれた政治・經濟・社會等の各方面に涉つての問題であつて、人が現在の状態に満足せず理想を追求するものなる以上、當然起るべきことである。而して人が自覺して來て、凡ての人事問題に自己の意見を立てることは畢竟思想を構成することである。而も自己の關係せる事項に就いて、不満を懷く場合に於て特に然りである。而して現代は言論の自由が保證せられ、新聞・雜誌・著書・演説等に依つてそれが廣く他人に流通し、爲に個人の意見は次第に擴大して多數の意見と交渉するに至つて、思想は益々社會的となるのである。殊に交通の發達せるが爲に他國の思想も自

外來新思想に對する態度

由に輸入せられ、其等の思想が導火線となつて、國內の思想を誘發することも思想問題發生に取つて見逃すべからざることである。

惟ふに、思想の發生は人智發達の結果であつて、各種の思想が起り、これらが琢磨洗鍊せられて、不健全なる思想は驅逐せられ、健全なる思想が行はるゝに至れば、社會は進歩し改善されるのである。之に反して、公正を失し、道義に反する不健全なる思想の横溢するときは、社會を墮落せしめるに至るものである。外來の新思想は一途に危険思想なりとして、危懼嫌惡の念を懷くが如きは、思想の健全なる發達を促す所以ではないのである。

現在に於ては種々の世界の新思想が我が國に流れ込んで來たが、之に對する邦人の態度に又種々異なるものがあつて、甚だ

其の一

しく我が思想界を紛糾せしめた。其の一は拒否排外的態度であつて、外來思想を悉く危険視し、我が國體と相容れずとなす保守的偏狹論者である。是は我が國史にのみ執著して、世界の現狀に迂濶無知なる獨斷論者に見るところである。其の二は前者に反する大勢順應・迎合的態度であつて、新思想は即ち眞理なるが如く速斷して之に順應せざれば無援孤立に陥るとなす自主的識見なき事大・模倣論者である。遺憾なく盲從附和雷同性を發揮し思想上の屬國たるに甘んずるも亦一種の獨斷論者であるが、かゝる者は國史の何たるかを知らず、唯世界の現狀を平面的に觀察し誇張する論者である。

正當なる態度

以上は新思想に對する態度の兩極端であつて、何れも健全なるものと見ることは出來ないのである。今日の時世に於ては、

一人の思想行動も世界的に波及し、萬事世界的考慮を要するの時である。殊に新思想なるものは多く個人的の主義主張にあらずして、一般的民衆を背景とする強大なる主義主張である。隨つて我が國の道德思想をのみ墨守し、他を排斥し、孤立沒交渉なることは、不自然不可能なるのみならず、其の反動として危険思想を誘致するに至ることがある。故に吾人の態度は、先づ冷靜に研究し、批判し、辨別し、以て採否を決定すべきである。勿論根本的には自主の態度を持し、寛容の精神を以て、之を善用同化することに努むべきである。然らば新思想も恐るゝに足らず、中正穩健なる思想の所有者たることを得るのである。

抑、思想問題として考へられるものは多種であるが、此處には主として社會主義に就いて其の批判を試みよう。

社會主義

社會主義と謂ふも、廣狹種々の意味を有するものであるが、一般的に謂ふときは、社會上經濟上の平等主義を取るもの、總稱であつて、現代の社會組織を根本的に變更して、新組織の下に富の分配と生産とを爲さんとするものである。即ち此の主義はデモクラシーの精神の經濟的方面の誤用といふことが出来る。彼等は現代社會の缺陷は貧富の懸隔の甚だしきことにありとなし、其の缺陷を除去する爲に、現代の經濟制度の根柢たる私有財産と自由競争とを全廢して、生産事業を個人より社會全體の機關に移し、凡ての人は勞働に服し、生産の分配を平等ならしめ、以て貧富の懸隔を除去せんとする者である。即ち現代の資本主義的經濟組織を破壊して社會主義的組織を立てんとするのである。

危險思想

廣義の社會主義中には其の種類多く、中には比較的穩健なものと過激危險なものがある。共產主義・サンヂカリズム・無政府主義等は所謂危險思想と稱せらるゝところのものである。本來、社會主義の起源は富の分配の問題であつて、經濟主義・經濟革命・干渉主義なるを常とするが、無政府主義は權力の分配・政治主義・政治革命で、極端の個人主義たるを常とする。故に兩者其の出發點を異にするが、共に破壊主義で現状打破を叫ぶは同一である。殊に社會主義が政治運動に重きを置くに至れば、無政府主義と接近し、兩者相似た行動を取るに至るを以て、此等を通常廣く總稱して社會主義と呼んで居るのである。

上述の社會主義的思想の凡ては、皆唯物論の立場に在つて、物質主義より立論するが、此は一つの見解で、任意の一假定より出

批判

其の一

其の二

發したるものと見るべきである。唯心論的立場と精神主義を無視する點に於て其の缺陷を認めるのである。

彼等の多くが主張する絶對自由平等は是亦謬見である。絶對の自由平等は理論上矛盾するもので、又事實上存在したこともなく、實現の可能性のないことは既に述べた通りである。不平等は如何なる時代にも免れないので、而も是が基礎となり、文化の進展を見るのである。

其の三

又社會主義は人間の本能欲望の心理的考察を誤れるものである。所有の本能を抑へ、私有財産を無くし、自由競争を絶滅するは自己發展の自由本能並に自己の能力、自己の個性を擴張せんために、あらゆる惡戰苦闘を意とせずして努力する正當にして且つ精氣ある有爲の人士をして失望落膽の結果時には自暴

其の四

自棄に陥らしめ爲に個人の活力を減じ社會を沈滞せしめるものである。

彼等は又労働價値の過重視の弊に陥つて居る。生産は必ずしも労働のみの結果でないことは資本のみの結果でないと同様である。資本と労働の共働に依つて生産となるのである。随つて資本過重視と同様労働過重視も誤である。彼等の説に従へば、勞銀の公定や職業の分配なども困難にして殆ど不可能のことである。

其の五

又無政府主義者などの主張する如く、國家や政府の權威を無くしても、之に代るべき絶對の権力と、微細なる法律とを要する、随つて再び強制權威の發生となり、根本主張と矛盾の實情を來すは火を見るよりも瞭かである。

社會政策

要するに彼等の論は、唯物史觀の物質的人生觀が人生の全面を覆ふものでないといふ點に不用意である。人性の利己心及び利他心の並立を無視し、惡平等的偏見を規範とし、遂に實行不可能の空想的理論を、最短の時間と最小の努力とを以て、現實界に見出さんとするより、其の手段をも誤るのである。それが爲、建設的なるべき人生を破壊し、漸進的なるべき社會の進化を一躍して革命に導かんとするの誤謬に陥つて居るのである。

然らば現代社會の缺陷を救濟する良策如何と云ふに、社會は革命に依るべきものでなくて、改進に依るべきものであるから、社會改良の方策を以て進まねばならぬ。此の方策は私有財産と自由競争とを原則とせる現代社會組織を維持しつつ、其の缺陷を改良するものである。貧富の關係より生ずる弊害は、私有

財産と自由競争の直接の結果ではなくて、之を無制限に擴張したる結果である。故に相當の制限を加へ、之を緩和することに由つて、其の弊を除去することが出来る。かゝる社會改良の方策を實行するものを社會政策と謂ふのである。

第四節 社會問題

思想問題と相並んで社會問題がある。其の中にも種々の問題があるが、其の一部は資本家と労働者との關係に起る問題を謂ふのであつて、工業に於ては労働問題があり、農業に於ては小作問題がある。而して此等二種の社會問題はデモクラシー、社會主義等の思想を背景としたる利益争ひより來たのである。労働問題は資本家と労働者との階級が判然として成立する

労働問題

に及んで發生するものである。往時の工業は凡て小規模の家庭工業であつたが、十八世紀以後蒸氣機關の發明に踵いて各種機械の發明が起つて、やがて大規模の工場工業が行はるゝに至り、一家の自給經濟も交易經濟と變つた。是即産業革命である。爾來工業は大資本の下に大多數の労働者を使用して經營せらるゝことゝなり、資本家と労働者との判然たる區別を生じ、茲に労働問題を生ずるに至つたのである。

近年頻々として起る労働問題は、要するに賃銀値上げ、労働時間の短縮、及び工場經營に關する權利獲得の三點に歸する。労働者は此等の主張を貫徹せんが爲に、労働組合を設けて彼等の一致團結を圖り、時にはサボターヂユ・ストライキ等の手段に訴へるのである。

是に於て、我が國でも外國の例に倣ひ、工場法を制定して工場經營を取締ることゝなつた。其の中には職工の年齢制限、就業時間の制限、休業日及び休憩時間、損害の賠償、病者の保護、産婦の保護等の規定がある。

小作問題

小作問題は地主對小作人間の利益争ひである。小作人は地主の田畑を借りて耕作し、其の收穫中一定の額を地主に納め、其の残りを以つて生計を立てゝゐる。然るに近年生活は向上し、物價は騰貴して、生計困難となり、多くは副業に依つて辛くも生計を立てるやうな状態に陥り、爲に小作人は一致團結して地主に對し、利益分配の増加を要求するに至つた。一方、地主に於ても今日では生活上の餘裕なく、其の要求を容れ難き經濟状態に在るので、茲に小作争議が起るのである。

問題解決の根本義

惟ふに、労働問題・小作問題は當面の利益争ひではあるが、そこには自由平等の要求があり、又社會主義的色彩を帯びて來るは、此等の問題が最近に於て思想問題と關聯して發生したからである。而して此等の問題の解決には之に關與する者が、物質本位にのみ立脚する間は、到底根本的解決は望まれない。一體、人間生活は決して物質的方面が其の全部ではなく、寧ろ精神生活が、其の大部分を占むべきものである。随つて精神生活の方面に大に反省せなければ種々の社會問題の解決もまた不可能である。元來我が國は國體上、社會組織上、過去に於ては精神主義を以て一貫し、上下一心、以て國家の統一發展と相互の融和を保持して來たものだが、今日かゝる問題の續出を見るに至つたのも、一つは物質主義の高調に因るものである。

抑、生産は一國の富を増進し國力を充實する上に缺くべからざるものである。故に其の生産が個人に依つて營まれても、他面には又社會的・國家的の意義を有するのである。若し資本家と労働者とが相争ひて、生産の減少を來すときは、直に需要者に不自由を與へるのみならず、國富の減退を來すのである。若し又地主と小作人とが相争ひて、土地を荒蕪に歸せしめたならば、米産額の不足を生じ、輸入に依つて補はねばならぬ。斯くの如く生産は單に一個人の利害のみならず、社會・國家に及ぼす影響甚だ大である。故に労働者・小作人たる者は社會・國家の福利をも考慮して、單に自己の利益の爲のみに執着せず、資本家・地主たる者も亦單に私腹を肥やすことに腐心せず、社會奉仕の念を以て事業を經營し、労働者・小作人を均霑するの道をも講ずべきで

ある。

斯くの如く、資本家と労働者、地主と小作人は所謂勞資協調、互に一致協力して産業の發達を圖り、以て國富の増進に努力すれば、労働問題も小作問題も自ら跡を絶ち、國民生活の安定と向上とは求めずして得らるゝのであらう。

第五節 婦人問題

所謂婦人問題とは、女子が社會に對して人として男女對等の権利の承認を求め、過去の因襲的なる束縛の解放を求め、且教育の自由・職業の選擇に關して、男女間の機會均等を求めるに就いての問題である。即ち一般的に社會生活に關し、法律上の地位・政治上の權利に關し、教育上の待遇・職業の自由平等に關して女

義婦人問題の意

子が人としての權利を要求する人權問題である。而して之に關する運動を稱して婦人運動と謂ふのである。

何れの國も未開時代には女子を劣等視し、男子に隸屬するものゝ如く待遇する弊風があつたが、文化の向上に伴なうて人格の尊重すべき道理が明かとなり、女子の地位は漸次高まつて來たのである。我が國に於ても女子の地位は男子に比して尙低い。教育の點に就いて見るも、初等・中等教育に關しては同等となつたが、高等教育に於ては大なる差がある。英米に於ては既に女子に大學教育を施してゐるのに、我が國に於ては専門教育すら殆ど見るべきものがない。將來は男子と同様、自由に高等教育を受け得るやうにし、女子の地位を高めることが何よりの先決問題である。

女子の職業

從來女子には、家庭に在つて良妻賢母たることが理想とせられ、男子の如く外に職業を求めて活動することは其の本分と見られなかつた。然るに女子の地位の向上と、社會的經濟的事情の變動とより、女子をして獨立の職業に向はしめ、遂に職業の自由を與へよと叫ばしめるに至つた。現今は所謂職業婦人なるものが漸次増加し、女子職業の範圍は著しく擴張されつゝあるのである。

女子にも男子と同様參政權を與へよとの要求は、其の地位向上、社會的活動と共に起り來る當然の問題である。歐米諸國に於ては、此の要求が認められ、男女同等の普通選舉法が實施せられてゐる國もある。近時我が國に於ても、一部婦人間に唱道せられつゝある。是が所謂婦人參政運動であるが、女子の修養や

婦人參政權
婦人解放

男女共働

社會的活動の程度より觀れば、尙早の觀がある。然しながら普通選舉の行はれる今後に於ては、漸次女子にまで參政權擴張の機運を促すであらう。

斯くの如き女子の要求は、近時我が國に於ても益々盛となりつつある状態であつて、所謂婦人解放の運動として現はれて居る。其の趣旨に於ては必ずしも反對すべきではないが、往々極端なる自由平等の思想に囚はれ、輕佻過激に流れる者があるのは遺憾である。

惟ふに、社會は男女の協同に依つて進歩繁榮を見るのである。而して人格としての男女に尊卑の區別はないが、兩者自ら其の性情を異にするを以て、それに適した職分あるは明かな道理である。換言すれば、男女の分業であつて又各自の天職である。

此の點は女子の地位の向上を圖る上に度外視すべからざる重要なことである。さりとして此の差別のみに注目して共通なるべき法律上・教育上・社會上の諸點に於て女子を劣等視すること不合理なることである。女子の向上は畢竟人生を完全にする所以であるから、男子に於ても之を理解し、其の向上を助くべきである。要するに女子向上の問題は男子對女子の問題ではなくして、實に人生完成の爲男女協力して實現すべきものである。

師範學校
新修身書
卷五終

昭和八年九月二十五日印刷
昭和八年九月二十八日發行
昭和九年一月十日訂正再版印刷
昭和九年一月十三日訂正再版發行

師範學校新修身書

價定	
卷一・二	各金四十五錢
卷三	金五拾錢
卷四・五	各金五拾五錢

不許	複製
----	----

著者 吉田 靜致
 發行者 株式會社 寶文館
 代表者 大葉 久治
 印刷者 堀江 關武
 東京市日本橋區室町四丁目五番地八
 東京市小石川區諏訪町五十六番地

發行所
關西專賣

東京市日本橋區室町四丁目
振替口座東京二八〇番
大阪府西區阿波堀通四丁目
振替口座大阪四三番

株式會社 寶文館
株式會社 大阪寶文館



大清光緒二十三年
正月二十三日
...

大	...
...	...

...





広島大学図書

2000302806

